

# **第2期松原市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)**

## **素 案**

**松 原 市**



## 目次（構成案）

- 第1章 計画の策定にあたって
  - 第1節 計画策定の背景と趣旨
  - 第2節 計画の位置づけ
  - 第3節 計画の期間
  - 第4節 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向
  - 第5節 計画策定体制と経過
  
- 第2章 松原市の子どもを取り巻く現状と課題
  - 第1節 社会的な状況
  - 第2節 第1期計画の認可保育所・幼稚園における現状
  - 第3節 第1期計画の放課後児童クラブにおける現状
  - 第4節 第1期計画のその他子育て支援事業の現状
  - 第5節 アンケートから見られる現状
  - 第6節 松原市の子ども・子育てを取り巻く課題の整理
  
- 第3章 計画の基本的な考え方
  - 第1節 計画の基本理念
  - 第2節 基本目標
  - 第3節 基本課題
  - 第4節 事業の体系
  
- 第4章 基本課題ごとの具体的な取り組み
  - 基本課題1 仕事と生活の調和の推進・親としての成長
  - 基本課題2 親子の健全な成長
  - 基本課題3 子どもの生きる力の育成
  - 基本課題4 地域の子育て環境や安心できる生活環境の整備
  
- 第5章 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策
  - 第1節 教育・保育提供区域
  - 第2節 児童人口の推計
  - 第3節 幼児期の教育・保育給付事業・サービス量の見込み及び提供体制
  - 第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策
  - 第5節 その他の関連事業の展開
  
- 第6章 計画の推進に向けて
  - 第1節 推進体制の充実
  - 第2節 計画の点検・評価に向けて



# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

### 1. 計画策定の背景

少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が社会問題化しています。このような状況を打開するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」）が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

新制度では、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の改善・普及、小規模保育や家庭的保育（保育ママ）などの充実、親子同士の交流や相談の場（地域子育て支援拠点）や放課後児童クラブの充実など、保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもと一緒に幼児教育や保育が受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとされ、本市においてもこのような考え方に沿って様々な支援策を実施しています。

国では、待機児童数が依然増加していることを受け、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」を平成28年4月1日から施行しました。改正法では、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げようとするものです。

平成29年6月の「子育て安心プラン」では、2019年度末までの2年間で待機児童を解消することを目標に掲げ、遅くとも2020年度末までの3年間で、待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを維持しながら、2022年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととしています。

平成28年および29年の各通常国会において全会一致で成立した改正児童福祉法では、昭和22年の制定以来70年間見直されてこなかった理念規定が改正されるなど、児童虐待防止等に関する抜本的な改正が行われています。その理念を踏まえて、平成30年7月に閣議決定された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定されました。このプランによって、市町村における相談支援体制を強化するため、令和4年までに全市町村で「子ども家庭総合支援拠点」を設置することが目標とされました。

さらに、国では、平成29年12月に、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ「人づくり革命」と、「生産性革命」の2本柱の新しい経済政策パッケージを閣議決定しました。

幼児教育・保育の無償化は2兆円規模で、その財源は令和元年10月の消費税増税分の用途変更などで確保することとしています。平成31年4月から一部先行実施し、令和2年4月から高等教育を含めて全面実施される計画となっています。

## 2. 計画策定の趣旨

本市では、『子どもの最善の利益』が実現される社会を目指す』との「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、「次世代育成支援対策推進法」に基づく松原市次世代育成支援行動計画と統合し、子ども及び子育て家庭に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでを切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に、「松原市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、多様な子育て支援事業を推進してきました。

このたび、第1期計画が令和元年度末をもって終了することから、市民からの子育て支援に関するニーズ調査を実施し、松原市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とした「第2期松原市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

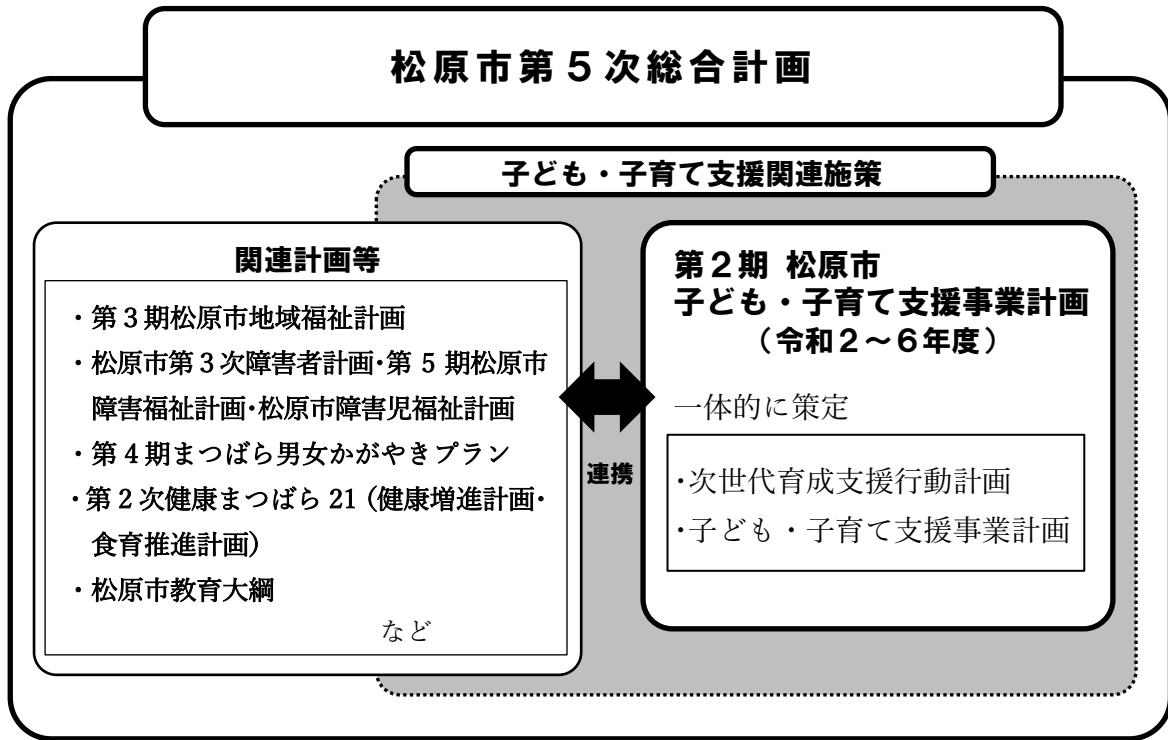
## 第2節 計画の位置づけ

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく計画で、すべての子ども自身の成長と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、NPO法人、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

これまでその取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく松原市次世代育成支援行動計画と統合し、子どもと家庭に関する施策を体系化します。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、本計画は、市の最上位計画である「松原市第5次総合計画」と整合を図るとともに、子どもと子育てを取り巻く保健、医療、福祉、教育などの分野における「第3期松原市地域福祉計画」「松原市第3次障害者計画」「第4期まつばら男女かがやきプラン」「第2次健康まつばら21」「松原市教育大綱」などの関連計画との整合・連携を図りながら、子ども・子育て支援関連施策を推進していきます。



### 第3節 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度を初年度として、令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の見直しを行うものとします。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	平成				令和					
	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	松原市子ども・子育て支援事業計画					第2期松原市子ども・子育て支援事業計画				

## 第4節 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について主な項目を記載します。

### 【基本指針の改正方針】

- 1 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させる
  - (1) 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備
  - (2) 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応
  - (3) 外国につながる幼児への支援・配慮
- 2 平成28年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し
- 3 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記
- 4 これらの他、第198回国会（常会）に提出予定の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた改正を今後検討

2019年2月18日に開催された「子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】」

また、わが国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じる「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。

### 【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要】

#### 1 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての**子ども**が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、**子ども**の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

#### 2 子育てのための施設等利用給付の創設

##### (1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、支給要件を満たした**子ども**が対象施設等を利用した際に要する費用を支給する。

##### ①対象施設等

**子ども**のための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の認可を受けた者を対象とする。

##### ②支給要件

- ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の**子ども**
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の**子ども**であって、保育の必要性がある**子ども**

##### (2) 費用負担

本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1。

##### (3) その他

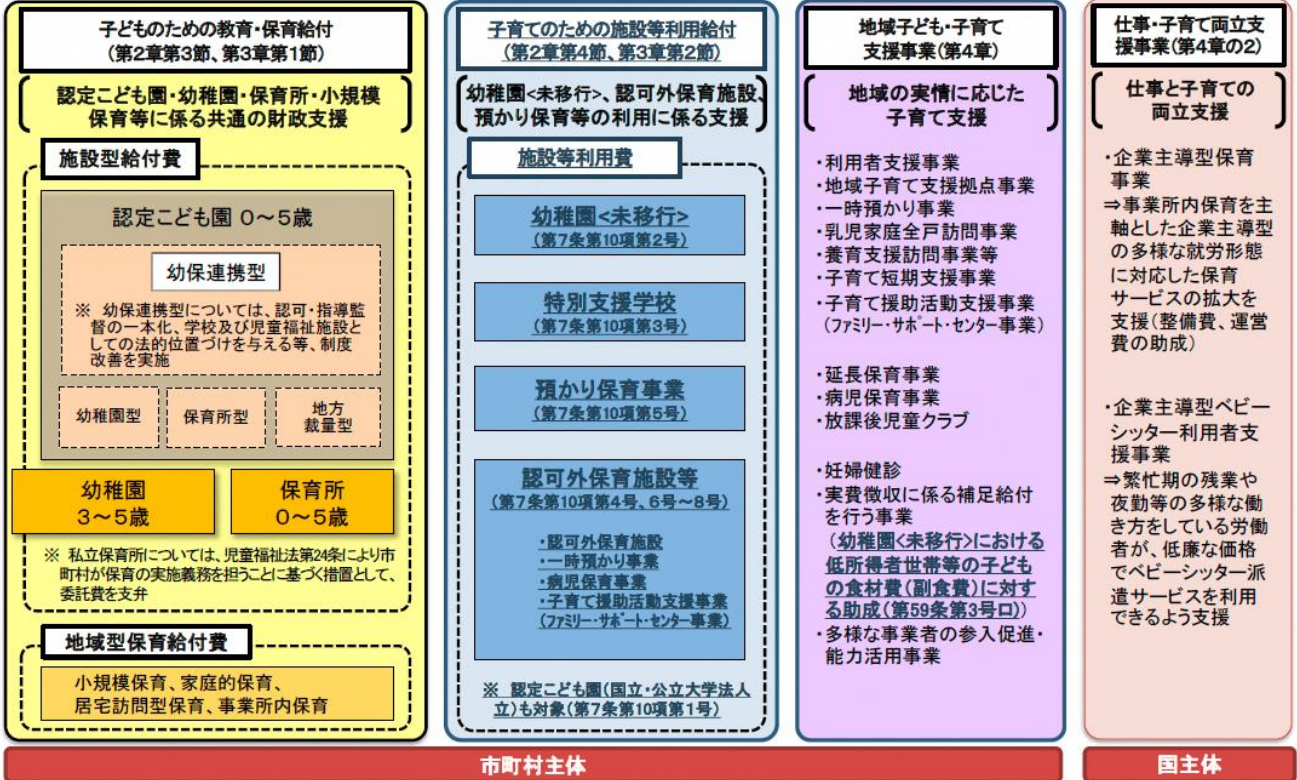


**子ども・子育て支援新制度の概要** ※下線部分が今回の法律案による改正部分

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援



## 第5節 計画策定体制と経過

### 1. 市民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、平成31年1月に、子育て中の保護者や妊婦の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳就学前児童の保護者、小学生の保護者、妊婦を対象として、「松原市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査」を実施しました。

### 2. 「子ども・子育て会議」の設置

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「松原市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

### 3. パブリックコメントの実施

パブリックコメント制度とは、市が策定する施策などの案をよりよいものにするために、市民の皆さんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策などに活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。計画の素案に対しパブリックコメントを実施し、本計画策定の際の参考にしました。

## 第2章 松原市の子どもを取り巻く現状と課題

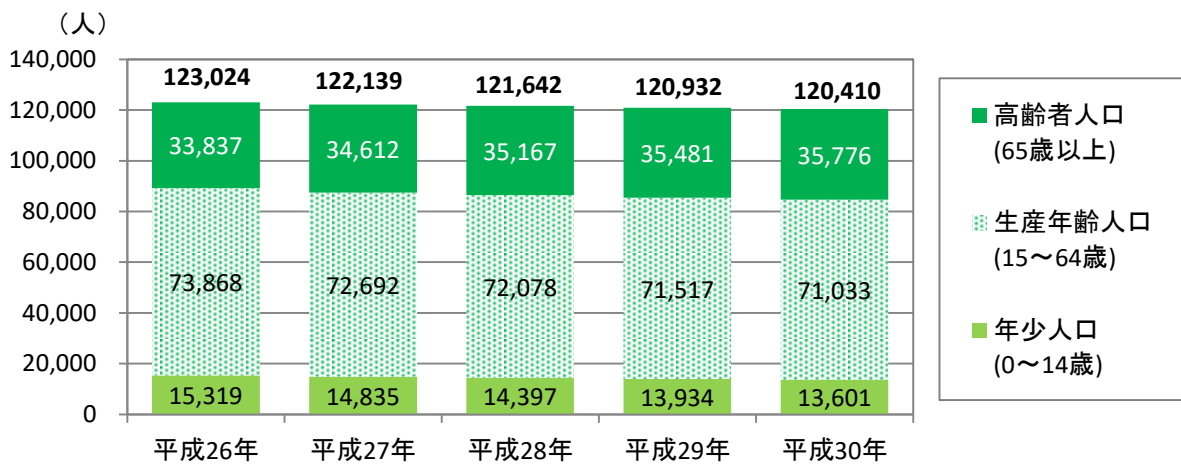
### 第1節 社会的な状況

#### 1. 少子化の進行

##### (1) 人口の推移

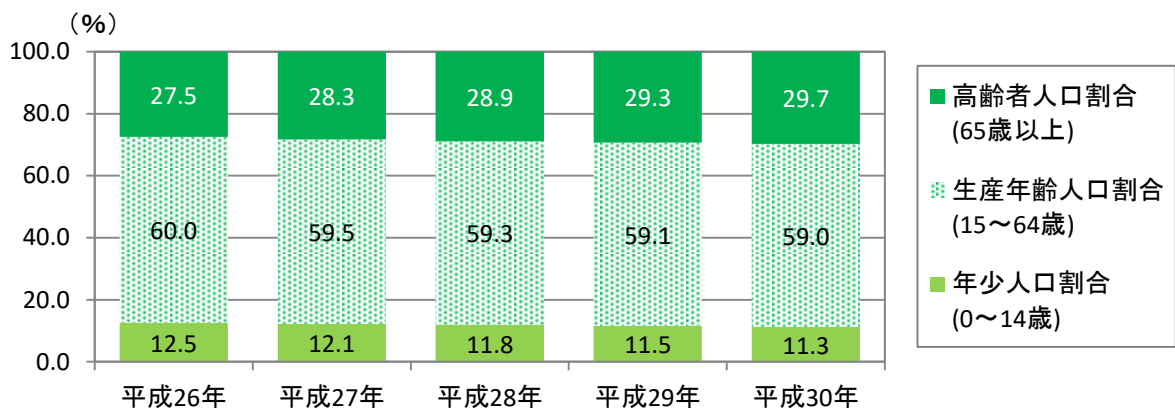
本市における近年の総人口は減少傾向で推移しています。うち年少人口及び生産年齢人口は減少が続いています。一方、高齢者人口は増加し続けています。これにともない、人口構成比も同様の動きで推移しています。

#### ■総人口・年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

#### ■年齢3区分人口構成比の推移

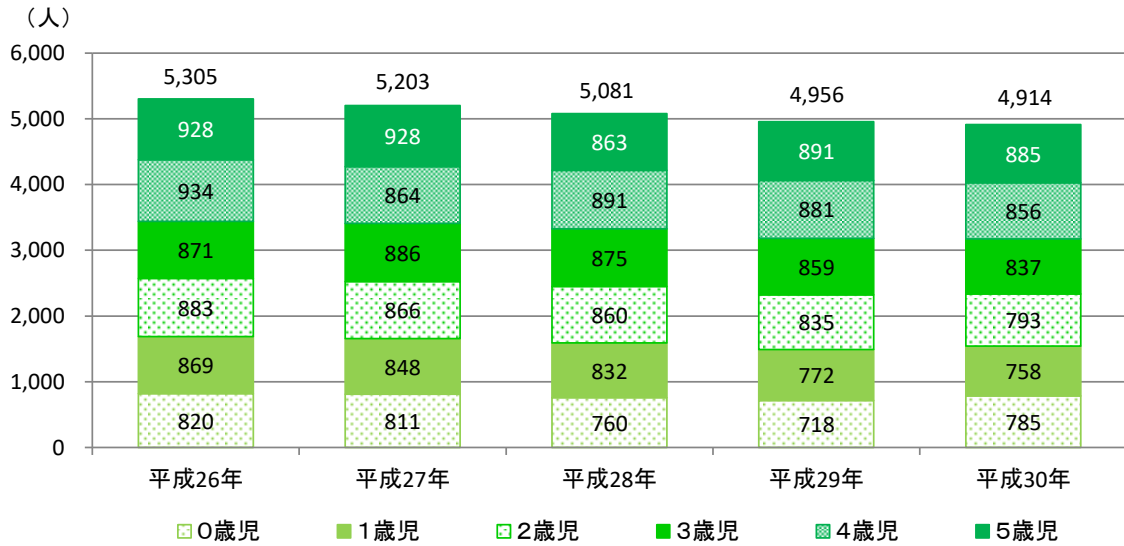


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

(2) 年齢別就学前児童数の推移

本市の年齢別就学前児童数の推移をみると、減少傾向が続いており、平成30年10月1日現在で4,914人となっています。

■年齢別就学前児童数の推移

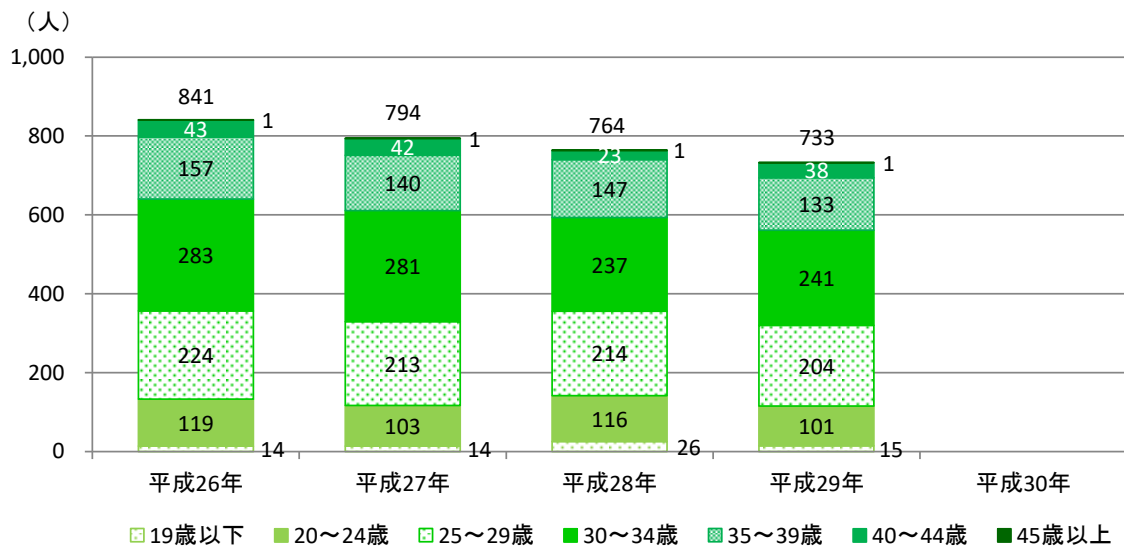


資料：住民基本台帳各年10月1日現在

(3) 母の年代別出生数

本市の女性の出産年齢を年代別にみると、年によってばらつきはあるものの、30～34歳が最も多い状況が続いています。

■母の年代別出生数

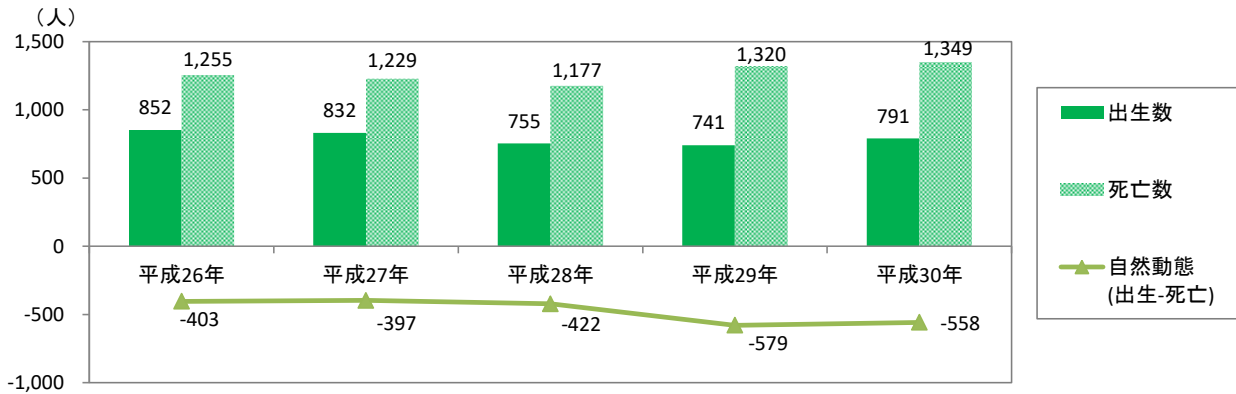


資料：人口動態統計（平成30年の確定数値については、令和元年12月公表予定）

(4) 人口動態の推移

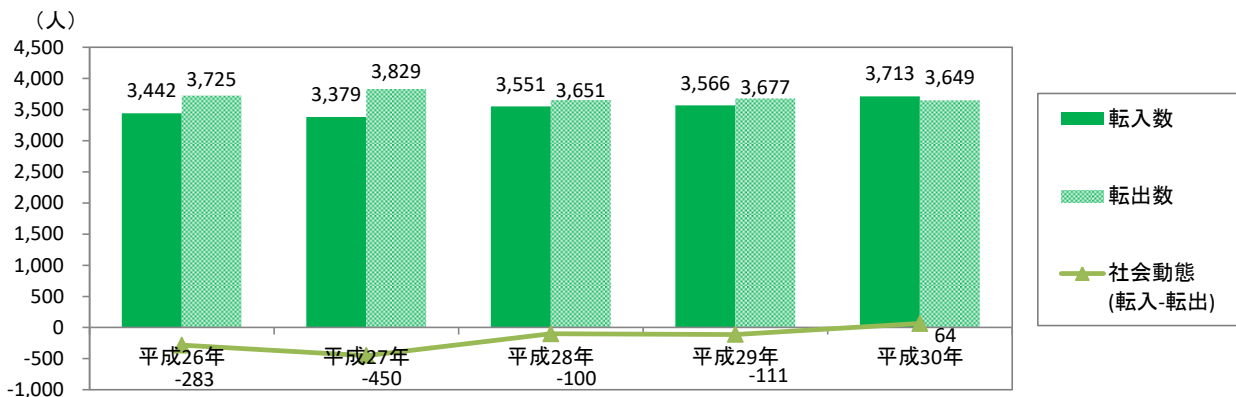
本市の近年の自然動態をみると、出生数よりも死亡数が上回って推移し自然減となっています。また、社会動態をみると転入数を転出数が上回る社会減から、平成30年に社会増に転じています。

■自然動態



資料：住民基本台帳及び外国人登録法、市民生活部窓口課（各年4月1日～3月31日合計）

■社会動態



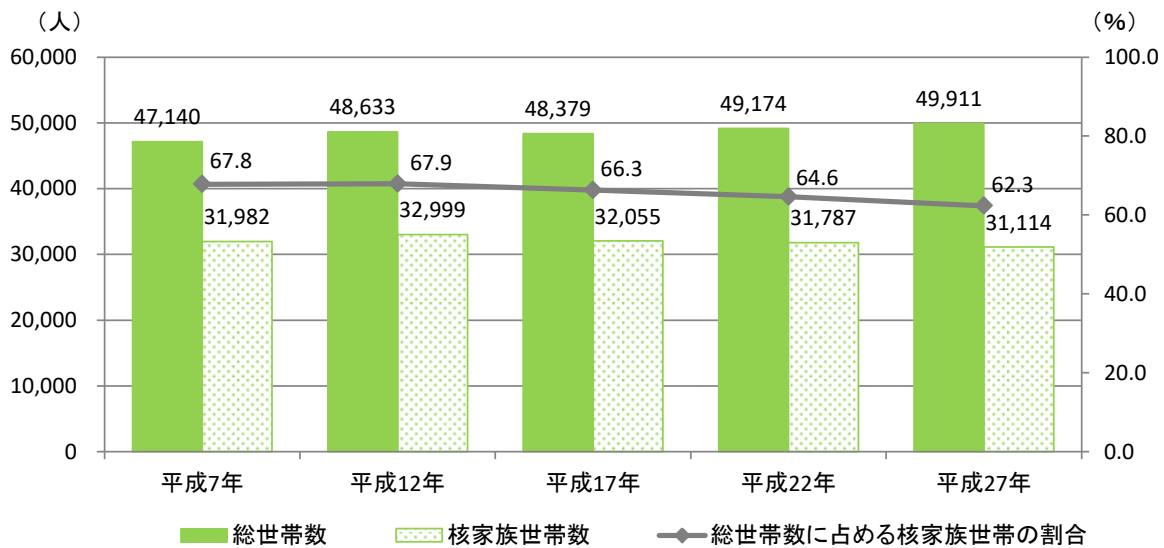
資料：住民基本台帳及び外国人登録法、市民生活部窓口課（各年4月1日～3月31日合計）

## 2. 世帯のまとめ

### (1) 核家族世帯等の推移

本市の核家族世帯数等の推移をみると、総世帯数は増加傾向にあるのに対し、核家族世帯数は平成12年以降減少しています。総世帯に占める核家族世帯の割合をみても、平成12年以降は減少傾向にあり、平成12年から27年で5.5ポイント減少しています。

#### ■核家族世帯等の推移

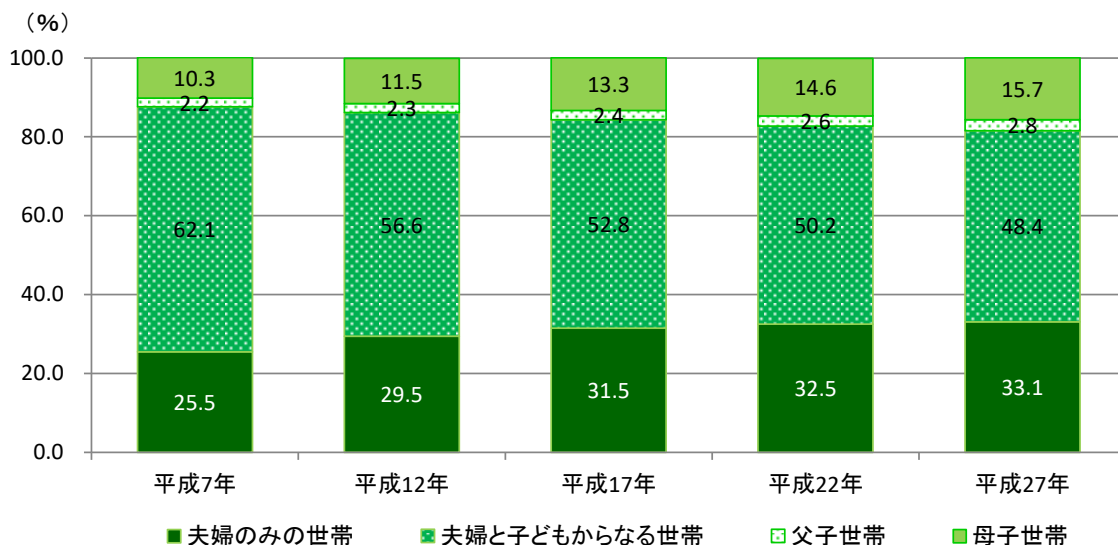


資料：国勢調査

### (2) 核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもからなる世帯の割合は減少傾向にあり、平成7年から27年で13.7ポイント減少しています。一方、夫婦のみの世帯、母と子どもからなる母子世帯の割合は増加傾向にあり、平成7年から27年で夫婦のみの世帯が7.6ポイント、母子世帯が5.4ポイント増加しています。

#### ■核家族世帯の内訳



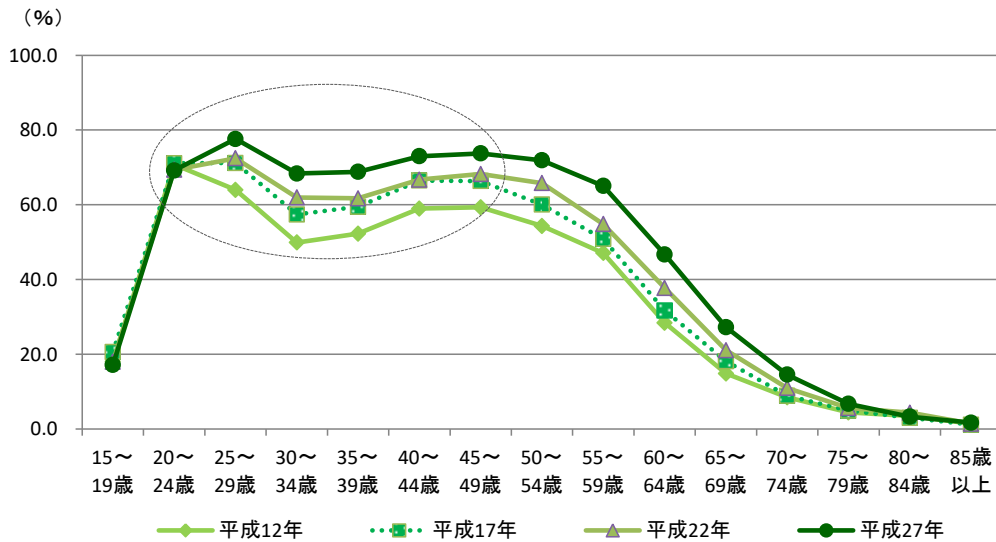
資料：国勢調査

### 3. 就業のまとめ

#### (1) 女性の労働力率の推移

本市の女性の労働力率の推移をみると、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。20歳から74歳までの労働力率は年を追うごとに上昇しており、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

#### ■女性の労働力率の推移



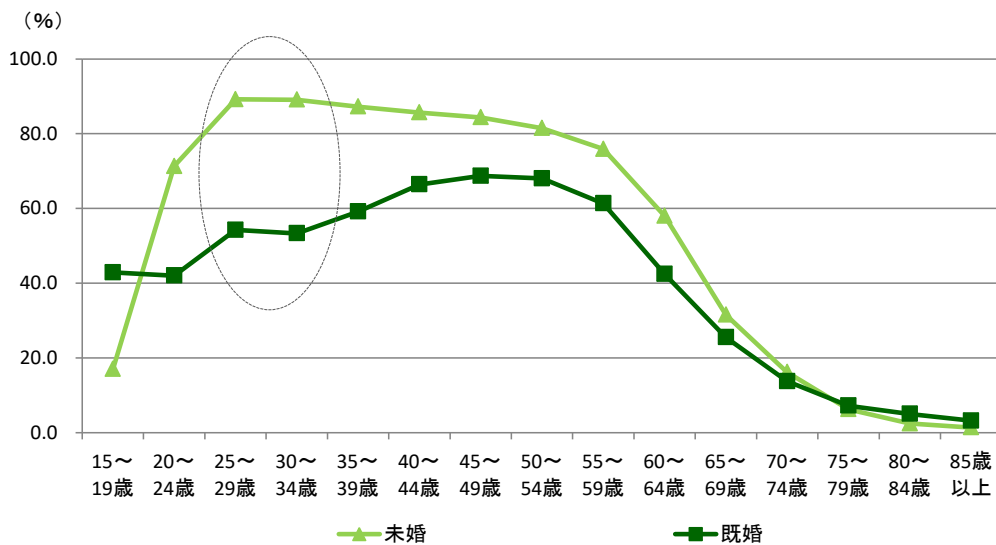
※労働力率 = 15歳以上人口に占める労働力人口の比率

資料：国勢調査

#### (2) 女性の未婚・既婚別労働力率

本市の女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚女性に比べ未婚女性の労働力率が高く、特に25~29歳で35.0ポイント、30~34歳では35.8ポイントの差がみられます。

#### ■女性の未婚・既婚別労働力率 (平成27年)



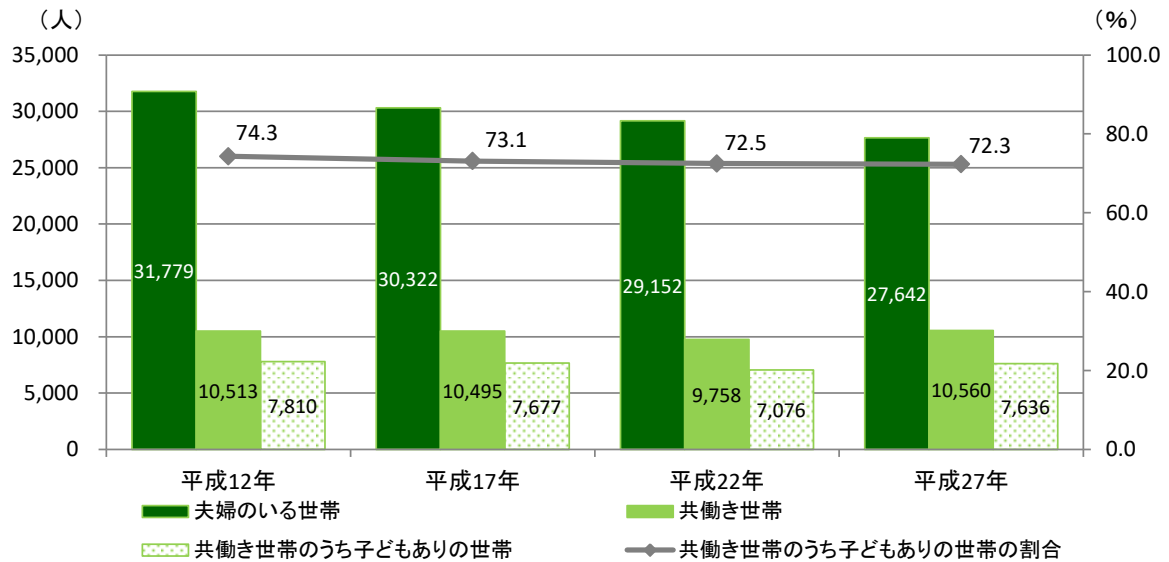
※労働力率 = 15歳以上人口に占める労働力人口の比率

資料：国勢調査

(3) 共働き世帯の状況

本市の共働き世帯の推移をみると、共働き世帯数、共働き世帯のうち子どもありの世帯数ともに減少傾向にありましたが、平成27年は再び増加しています。共働き世帯のうち子どもありの世帯の割合については減少傾向にあります。

■共働き世帯の状況



資料：国勢調査



## 第2節 第1期計画の認可保育所・幼稚園における現状

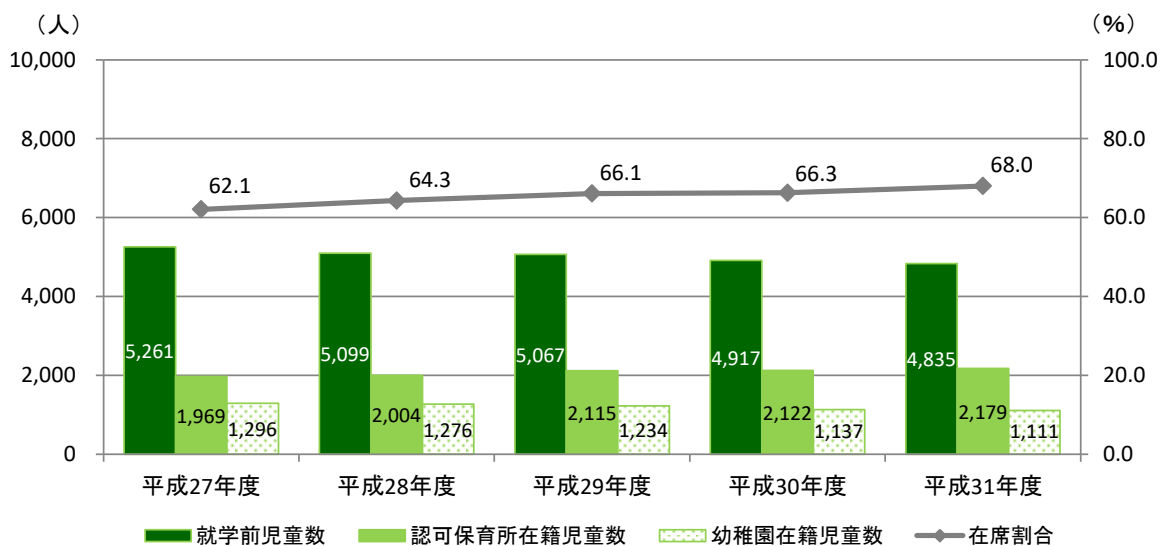
### 1. 認可保育所・幼稚園のまとめ

#### (1) 就学前児童数と認可保育所・幼稚園の在籍児童数

本市の就学前児童数と認可保育所・幼稚園の在籍児童数の推移をみると、就学前児童数の減少とともに、幼稚園在籍児童数には減少傾向がみられます。一方、認可保育所在籍児童数は増加傾向がみられます。

認可保育所と幼稚園在籍児童が就学前児童に占める割合（在籍割合）をみると、在籍割合は増加傾向がみられ、平成27年度から31年度で5.9ポイント増加しています。

#### ■就学前児童数と認可保育所・幼稚園の在籍児童数



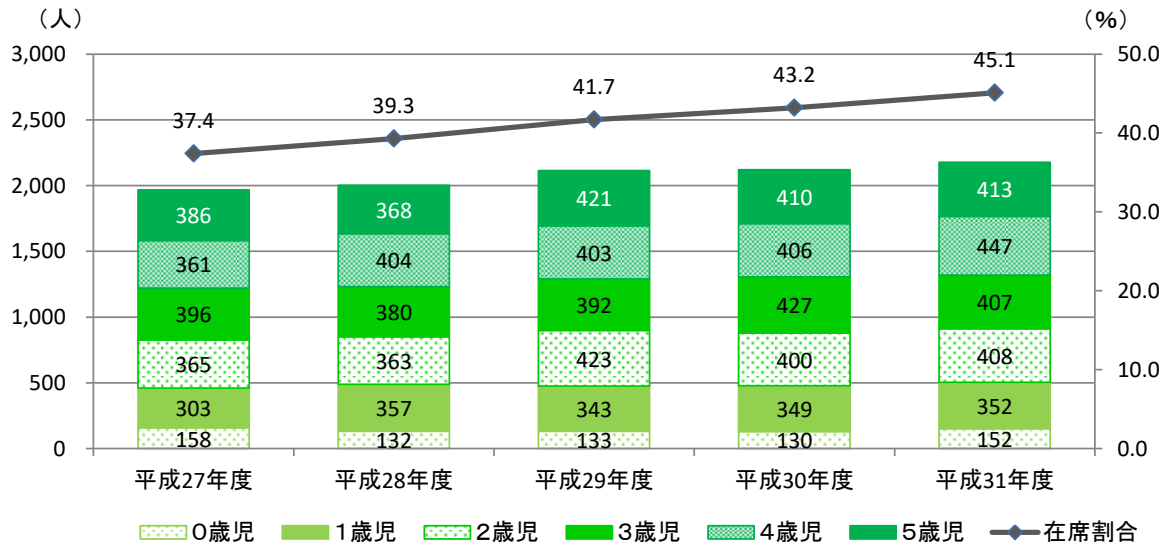
資料：子ども未来室（各年4月1日現在）

## 2. 認可保育所

### (1) 認可保育所の年齢別在籍児童数

本市の認可保育所の年齢別在籍児童数には増加傾向がみられ、とくに4歳児では、平成27年度の361人から、平成31年度の447人と86人増加しています。在籍割合も増加傾向にあり、平成27年度から31年度で7.7ポイント増加しています。

#### ■認可保育所の年齢別在籍児童数



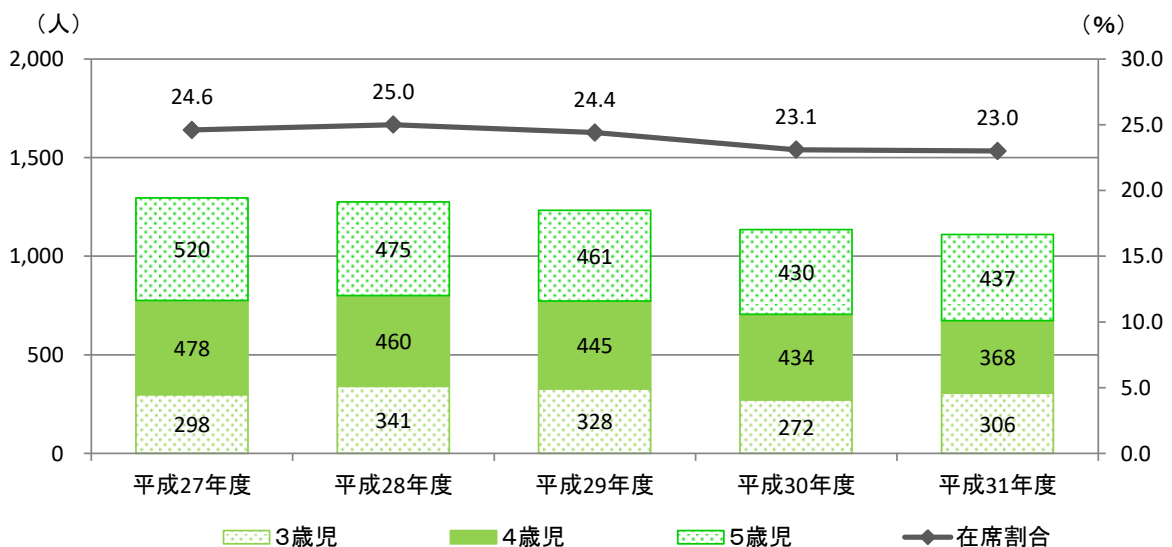
資料：子ども未来室（各年4月1日現在）

## 3. 幼稚園

### (1) 幼稚園の年齢別在籍児童数

本市の幼稚園の年齢別在籍児童数をみると、在籍児童数は年々減少しており、とくに4歳児は平成27年度の478人から、平成31年度の368人と110人減少しています。在籍割合も減少傾向にあり、平成27年度から31年度で1.6ポイント減少しています。

#### ■幼稚園の年齢別在籍児童数



資料：子ども未来室（各年5月1日現在）

## 第3節 第1期計画の放課後児童クラブにおける現状

### 1. 放課後児童クラブの学級数

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。本市では、「留守家庭児童会室」という名称で、平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

放課後児童クラブの学級数は令和元年度は25学級となっています。

図表1 放課後児童クラブの学級数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
学級数	28学級	29学級	28学級	27学級

資料：子ども未来室（各年4月1日現在）

### 2. 放課後児童クラブの利用状況

児童数は減少していますが、月初登録児童数は増加傾向にあり、児童数に占める登録児童数の割合は平成27年度から31年度で1.7ポイント増加しています。また、平日利用率は平成28年度にやや減少がみられたものの、8割近くで推移しています。土曜日利用率は約3割で推移しています。

図表2 放課後児童クラブの利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童数	6,066人	5,923人	5,699人	5,666人
月初登録児童数	803人	816人	832人	844人
月初登録児童数割合	13.2%	13.8%	14.6%	14.9%
平日利用率	79.5%	75.5%	79.1%	78.1%
土曜利用率	31.6%	35.4%	33.4%	33.2%

資料：子ども未来室（各年4月1日現在）

### 3. 放課後児童クラブの学級別利用状況

学級別に利用状況をみると、登録児童数は、松原小学校、松原南小学校、松原北小学校、天美南小学校などで多くなっています。とくに、天美南小学校では、平成29年度より登録児童数の増加がみられます。また、天美小学校、恵我小学校、松原西小学校、恵我南小学校では、平成30年度の土曜利用率が4割以上と高くなっています。

図表3 放課後児童クラブの学級別利用状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
松原小学校	月初登録児童数	86人	92人	97人	90人
	平日利用率	78.9%	75.9%	82.4%	82.1%
	土曜利用率	29.4%	31.5%	32.1%	28.3%
松原南小学校	月初登録児童数	77人	92人	94人	80人
	平日利用率	82.0%	80.8%	80.2%	82.2%
	土曜利用率	37.4%	41.7%	36.9%	35.7%
松原北小学校	月初登録児童数	103人	83人	83人	90人
	平日利用率	76.6%	75.2%	80.3%	78.1%
	土曜利用率	21.4%	31.9%	28.3%	26.2%
天美小学校	月初登録児童数	48人	47人	59人	53人
	平日利用率	84.1%	79.8%	80.8%	84.3%
	土曜利用率	39.3%	36.1%	35.9%	47.0%
天美南小学校	月初登録児童数	56人	59人	77人	78人
	平日利用率	73.7%	75.5%	79.8%	75.1%
	土曜利用率	37.7%	38.9%	27.8%	24.6%
布忍小学校	月初登録児童数	26人	27人	35人	30人
	平日利用率	77.7%	76.2%	66.2%	72.9%
	土曜利用率	46.3%	38.6%	41.7%	26.1%
恵我小学校	月初登録児童数	47人	47人	47人	54人
	平日利用率	80.5%	75.2%	79.0%	79.1%
	土曜利用率	24.2%	34.0%	33.0%	41.3%
三宅小学校	月初登録児童数	23人	20人	26人	35人
	平日利用率	79.3%	77.5%	78.8%	75.2%
	土曜利用率	28.4%	31.7%	33.8%	29.1%

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
天美西小学校	月初登録児童数	47 人	59 人	48 人	55 人
	平日利用率	80.3%	74.4%	74.3%	70.4%
	土曜利用率	29.4%	31.8%	32.9%	28.7%
松原西小学校	月初登録児童数	24 人	23 人	22 人	27 人
	平日利用率	78.6%	77.0%	87.4%	84.0%
	土曜利用率	25.9%	29.4%	42.7%	44.1%
中央小学校	月初登録児童数	79 人	68 人	73 人	74 人
	平日利用率	83.1%	80.3%	80.4%	79.2%
	土曜利用率	41.7%	38.2%	31.4%	34.0%
天美北小学校	月初登録児童数	46 人	45 人	40 人	37 人
	平日利用率	77.6%	78.9%	77.0%	77.2%
	土曜利用率	21.4%	31.9%	34.7%	27.6%
松原東小学校	月初登録児童数	47 人	59 人	55 人	55 人
	平日利用率	75.7%	76.4%	76.2%	79.3%
	土曜利用率	36.3%	30.6%	29.6%	28.7%
河合小学校	月初登録児童数	38 人	33 人	27 人	30 人
	平日利用率	75.9%	77.1%	81.9%	80.3%
	土曜利用率	33.1%	30.4%	30.8%	31.6%
恵我南小学校	月初登録児童数	56 人	62 人	49 人	56 人
	平日利用率	80.9%	80.8%	83.8%	83.9%
	土曜利用率	50.1%	52.7%	49.0%	44.9%

資料：子ども未来室

## 第4節 第1期計画のその他子育て支援事業の現状

### 1. 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

利用状況をみると、増減をしながら延べ日数 1,100 日前後で推移しています。

図表 4 延長保育事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数	16 か所	16 か所	17 か所	17 か所
延べ日数	1,127 日	1,092 日	1,158 日	1,182 日

資料：子ども未来室

### 2. 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、施設で必要な保護を行う事業です。宿泊を伴う養育・保護が可能です。また、夜間の対応のみも可能です。

利用状況をみると、平成 29 年度は延べ利用日数 41 日、実利用者数 6 人と最も多く、平成 30 年度は延べ利用日数 7 日、実利用者数 1 人と、年度により増減がみられます。

図表 5 子育て短期支援事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
延べ日数	29 日	23 日	41 日	7 日
実利用者数	1 人	3 人	6 人	1 人

資料：子ども未来室

### 3. 地域子育て支援拠点事業

子育ての不安感、負担感を軽減するため、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

利用状況をみると、延べ利用者数は平成 28 年度より 30,000 人を超えて増加傾向にあります。

図表 6 地域子育て支援拠点事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数	7 か所	9 か所	9 か所	9 か所
延利用者数	19,497 人	30,231 人	32,213 人	36,887 人

資料：子ども未来室

#### 4. 幼稚園の預かり保育

幼稚園の在籍児童を対象とした一時預かり保育を行う事業で、通常の教育時間の前後に、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

幼稚園の預かり保育は、平成30年度は、11か所で実施しています。

利用状況をみると、延べ利用者数は50,000人前後で推移していますが、平成28年度からの3年間はやや減少傾向にあります。

図表7 公立幼稚園の預かり保育の利用状況（延べ人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数	11か所	11か所	11か所	11か所
延べ利用者数	54,184人	55,663人	52,055人	49,956人

資料：子ども未来室

#### 5. 一時預かり

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

一時預かりは、平成30年度は、12か所で実施しています。

利用状況をみると、延べ利用者数は減少傾向にあり、平成30年度には5,000人を切っています。

図表8 一時預かりの利用状況（延べ人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数	12か所	12か所	13か所	12か所
延べ利用者数	6,225人	5,400人	4,822人	4,861人

資料：子ども未来室

#### 6. 病児病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。本市では、病気回復期の児童の病院での預かりを実施しています。

利用状況をみると、病院の登録者数は減少傾向にあり、延べ利用者数も減少していますが、保育所の延べ利用者数には増加傾向がみられます。

図表9 病児病後児保育事業の利用状況（延べ人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所(施設数)	15か所	16か所	17か所	16か所
延べ利用人数	3,515人	4,196人	4,033人	4,786人

病院(登録者数)	101人	93人	73人	61人
病院(延べ利用者数)	100人	111人	93人	82人

資料：子ども未来室

## 7. ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

ファミリー・サポート・センター事業の会員数をみると、平成30年度は依頼会員、援助会員ともに減少がみられ、総会員数は平成28、29年度にやや増加したものの、再び減少しています。

事業の活動状況をみると、合計活動件数は減少傾向にあり、平成27年度と平成30年度を比べると、500件近い減少がみられます。とくに、学童保育終了後の子どもの預かりや、学校の放課後の子どもの預かりなどが大きく件数を減らしています。

図表10 ファミリー・サポート・センター事業の会員数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
依頼会員	270人	290人	307人	291人
援助会員	160人	162人	160人	149人
両方会員	32人	29人	29人	27人
合計	462人	481人	496人	467人

資料：子ども未来室

図表11 ファミリー・サポート・センター事業の活動状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	47件	80件	11件	25件
保育施設までの送迎	226件	360件	390件	202件
学童保育終了後の子どもの預かり	358件	218件	6件	1件
学校の放課後の子どもの預かり	43件	41件	3件	3件
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	5件	1件	0件	3件
買い物等外出の際の子どもの預かり	11件	26件	18件	28件
その他	714件	710件	809件	664件
合計	1,404件	1,436件	1,237件	926件

資料：子ども未来室



## 8. 妊婦健康診査

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児に影響を与える疾病の早期発見や生活習慣の見直しや改善により、疾病予防と健康増進を図ることを目的として健康診査の費用の一部を助成する事業です。

妊婦健診助成者数をみると、増減を繰り返し、800人前後で推移しています。

図表 12 妊婦健診助成者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
助成者数	792 人	776 人	800 人	757 人
使用枚数	9,449 枚	9,559 枚	9,373 枚	9,053 枚
平均使用枚数	11.9 枚	12.3 枚	11.7 枚	12.0 枚

資料：地域保健課

## 9. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

活動状況をみると、対象児童数の減少に伴い訪問件数は減少していますが、訪問率は平成30年度には99.9%となっています。

図表 13 乳児家庭全戸訪問事業の活動状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象児童数	821 人	823 人	721 人	751 人
訪問件数	790 件	787 件	717 件	750 件
訪問率	96.2%	95.6%	99.4%	99.9%

資料：地域保健課

## 10. 養育支援家庭訪問事業

子育てに対する不安や孤立感などを抱える養育支援が特に必要な家庭を、子育てサポーター、助産師が訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力の向上を図るため、育児に関する専門的相談支援や、家事・育児などの養育支援を行う事業です。

活動状況をみると、訪問回数は平成29年度に559回と多くなっています。

図表 14 育児支援家庭訪問事業の活動状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
世帯数	13 世帯	15 世帯	15 世帯	14 世帯
訪問回数	355 回	487 回	559 回	431 回

資料：子ども未来室

## 11. 要保護児対策地域協議会における現状

児童虐待の防止、早期発見、早期の適切な対応、再発防止のため、地域の関係する各機関が連携して虐待から子どもたちを守るために設置している機関です。

家庭児童相談の相談状況をみると、平成 27 年度以降、児童虐待相談、自閉症等相談などが増加しており、合計相談件数も、1,066 件から 1,890 件と 800 件以上増加しています。

図表 15 家庭児童相談の相談状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童虐待相談	398 件	532 件	560 件	593 件
その他の相談	90 件	150 件	273 件	335 件
保健相談	5 件	4 件	6 件	3 件
肢体不自由相談	7 件	13 件	14 件	15 件
視聴覚障害相談	3 件	4 件	4 件	3 件
言語発達障害等相談	35 件	27 件	32 件	26 件
重症心身障害相談	1 件	3 件	2 件	2 件
知的障害相談	257 件	305 件	286 件	296 件
自閉症等相談	52 件	118 件	198 件	324 件
ぐ犯行為等相談	1 件	9 件	2 件	3 件
触法行為等相談	0 件	4 件	1 件	1 件
性格行動相談	16 件	10 件	13 件	15 件
不登校相談	13 件	9 件	15 件	19 件
適性相談	0 件	0 件	1 件	1 件
育児・しつけ相談	167 件	57 件	39 件	26 件
その他の相談	21 件	120 件	169 件	228 件
計	1,066 件	1,365 件	1,615 件	1,890 件

資料：子ども未来室

## 第5節 アンケートから見られる現状

### 1. 調査実施概要

#### (1) 調査目的

本調査は、令和2（2020）年度からの「第二期松原市子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、子ども・子育て支援などに関する施策の必要量や、施策に対する意向を把握することを目的に、市民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

#### (2) 調査方法

○郵送による調査票の配布・回収

○自記入式の多肢選択法を中心に、数量回答・自由回答を含む

#### (3) 調査期間

平成31年1月11日～1月31日

#### (4) 調査対象

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	1,800 通	859 通	47.7%

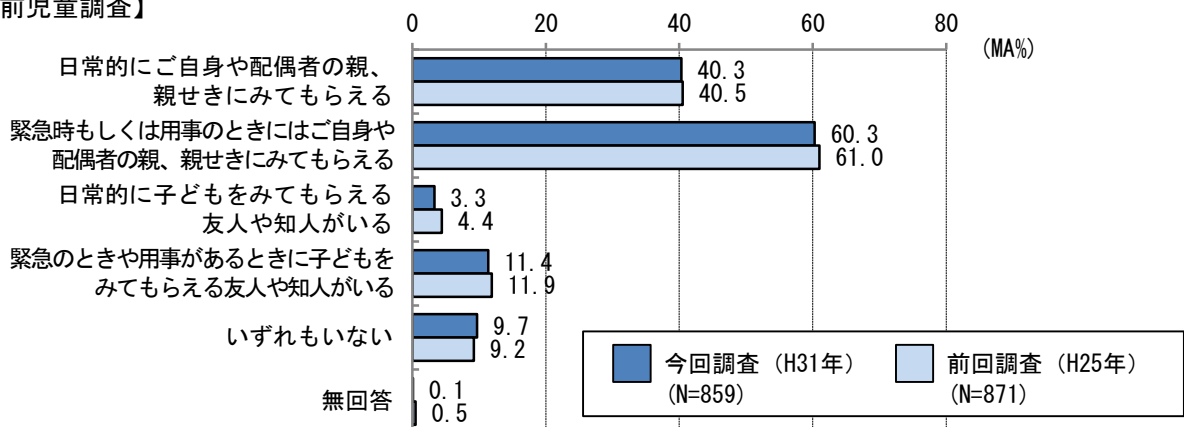
### 2. 調査結果概要

#### (1) お子さんご家族の状況について

##### ①子どもをみてもらえる親族・知人

「緊急時もしくは用事のあるときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が60.3%と最も多く、次いで、「日常のご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が40.3%となっています。

#### 【就学前児童調査】



②母親と父親の就労状況

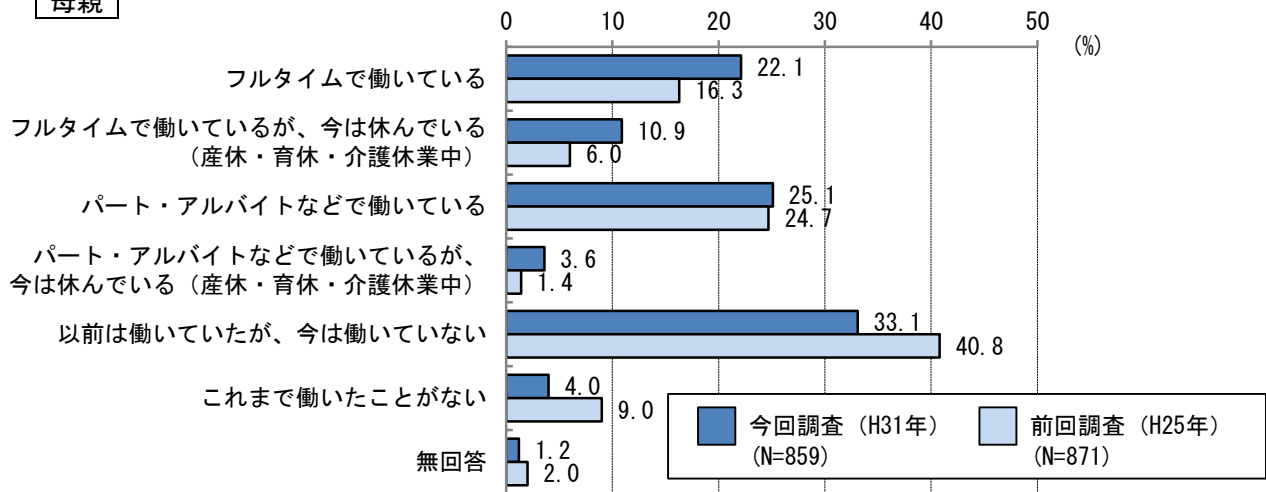
母親は、「以前は働いていたが、今は働いていない」が33.1%と最も多く、次いで、「パート・アルバイトなどで働いている」が25.1%、「フルタイムで働いている」が22.1%となっています。

就労している母親の合計（産休・育休・介護休業中を含む）は61.7%と、平成25年度調査時（48.4%）に比べて13.3ポイント増加しています。

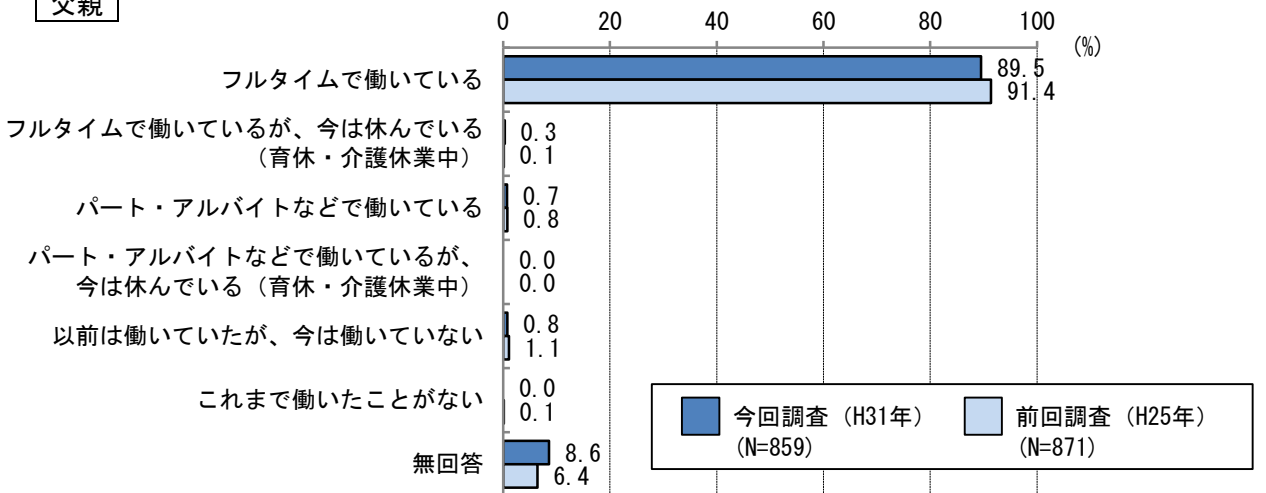
父親は、「フルタイムで働いている」が89.5%となっています。

【就学前児童調査】

母親



父親

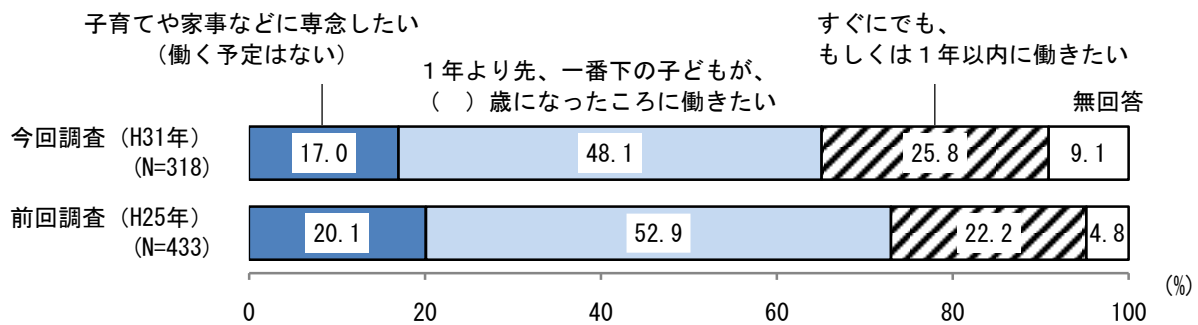


③母親の就労希望

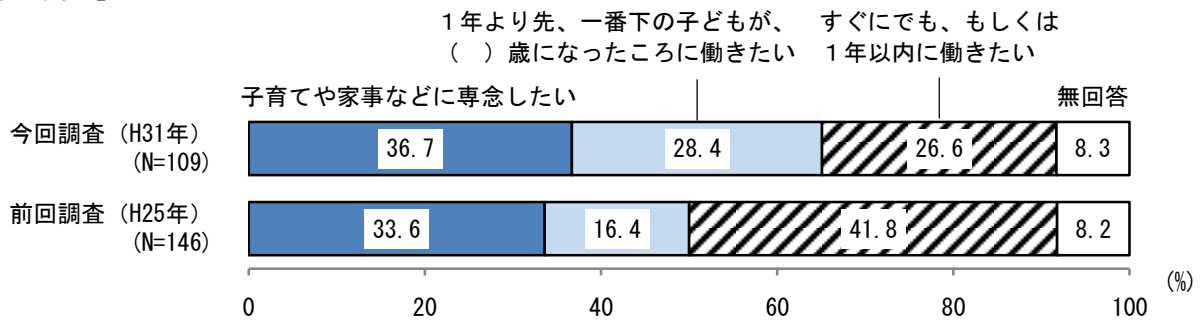
就学前児童は、「1年より先、子どもが（ ）歳になったところに働きたい」が48.1%、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が25.8%で、就労希望者は合計73.9%となっています。

小学生は、「子育てや家事などに専念したい」が36.7%と最も多く、次いで、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに働きたい」が28.4%、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が26.6%で、就労希望者は合計55.0%となっています。

【就学前児童調査】



【小学生調査】



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用ニーズ

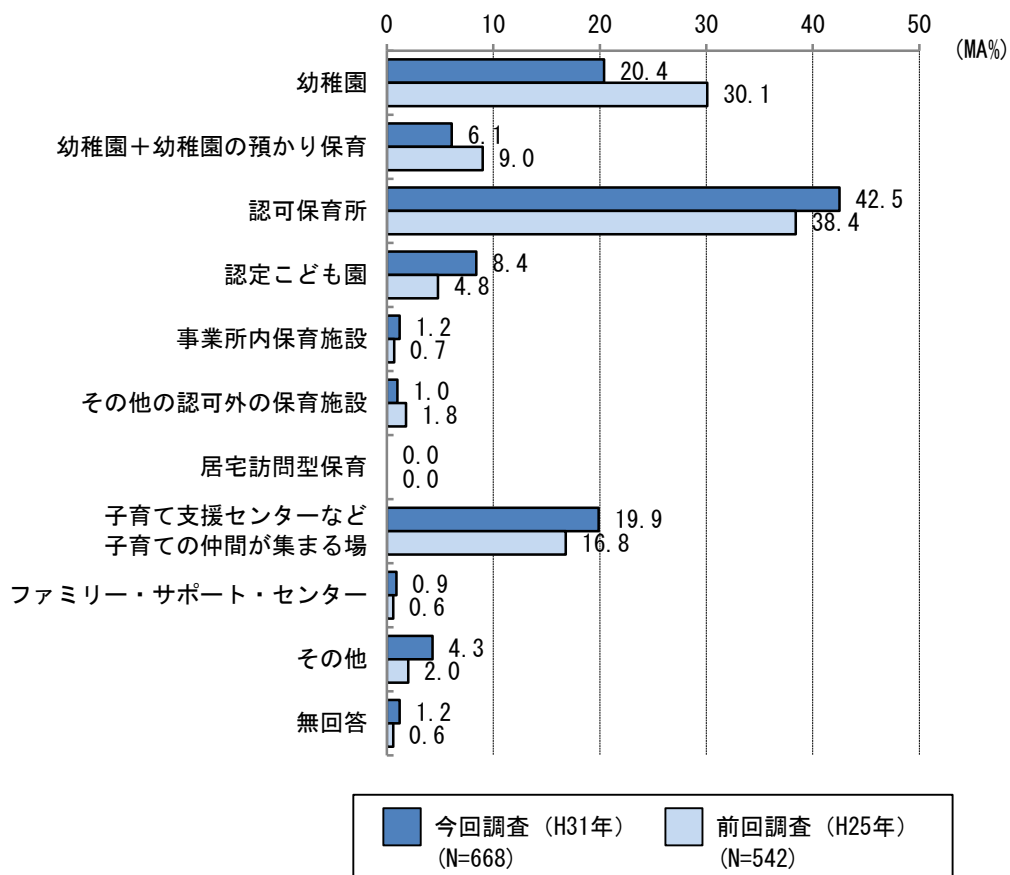
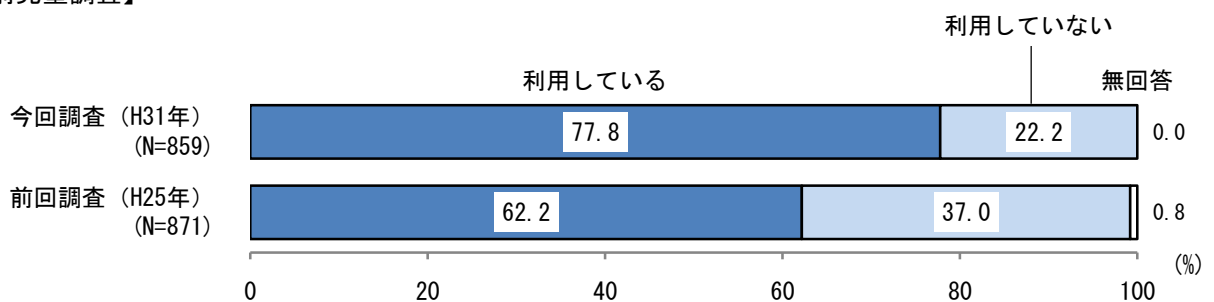
① 平日利用している教育・保育事業

平日に、幼稚園や保育所などの施設やサービスを定期的に「利用している」人は77.8%で、前回調査に比べて、15.6ポイント増加しています。

平日に定期的に利用している施設やサービスは、「認可保育所」が42.5%と最も多く、次いで、「幼稚園」が20.4%、「子育て支援センターなど子育ての仲間が集まる場」が19.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「認可保育所」が4.1ポイント、「認定こども園」が3.6ポイント増加し、「幼稚園」が9.7ポイント減少しています。

【就学前児童調査】

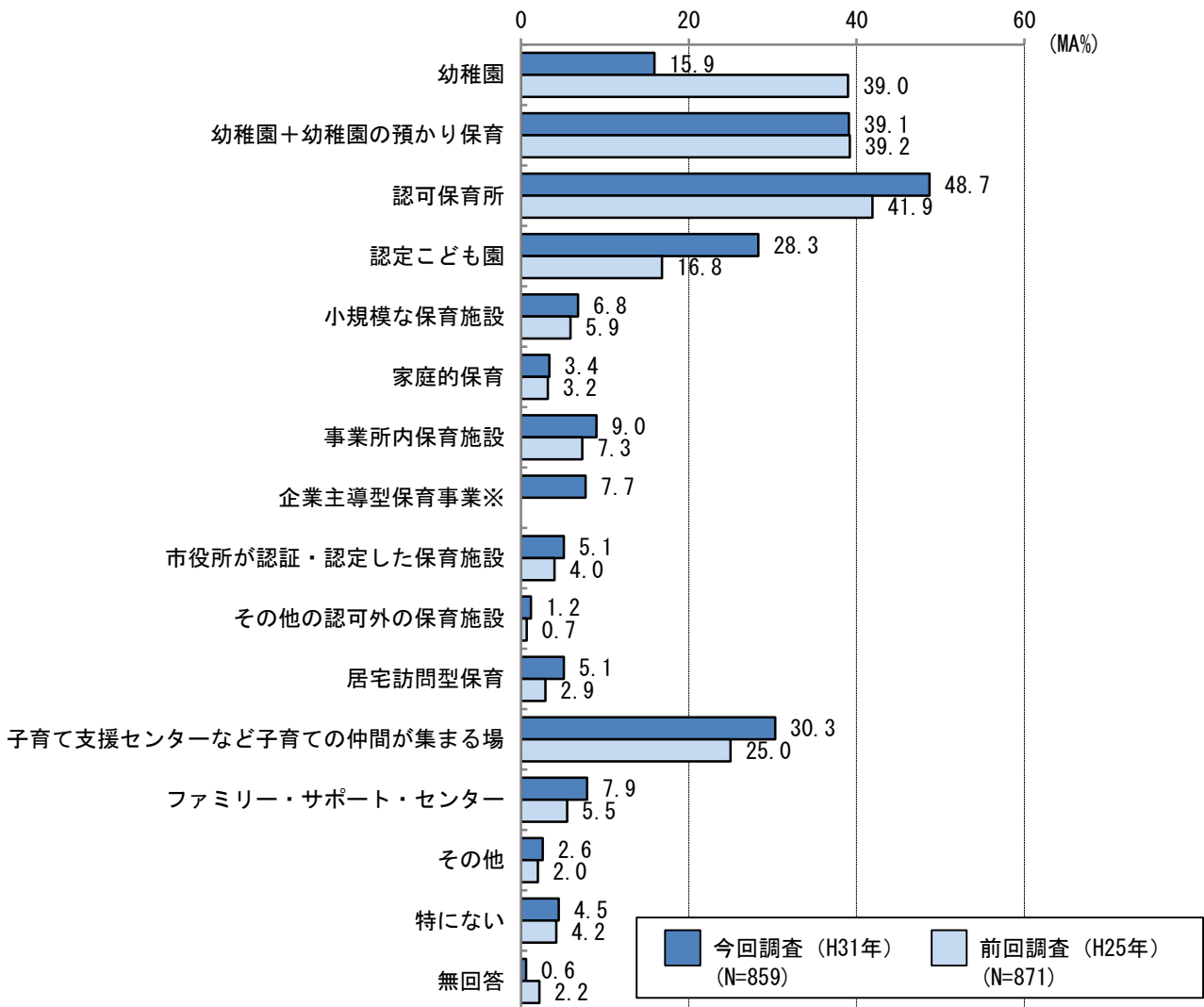


②平日利用したい教育・保育事業

平日に定期的にご利用したい施設やサービスは、「認可保育所」が48.7%と最も多く、次いで、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」が39.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「認定こども園」が11.5ポイント、「認可保育所」が6.8ポイント増加し、「幼稚園」が23.1ポイント減少しています。

【就学前児童調査】

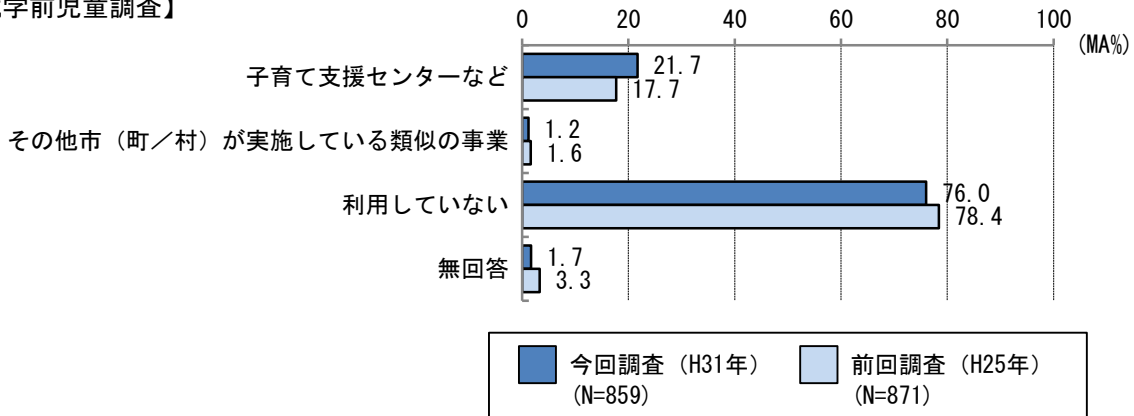


(3) 地域の子育て支援サービスの利用状況と今後の利用希望

①地域子育て支援拠点事業の利用状況

「子育て支援センターなど」を利用している人は21.7%、「その他市（町／村）が実施している類似の事業」は1.2%、「利用していない」が76.0%となっています。

【就学前児童調査】

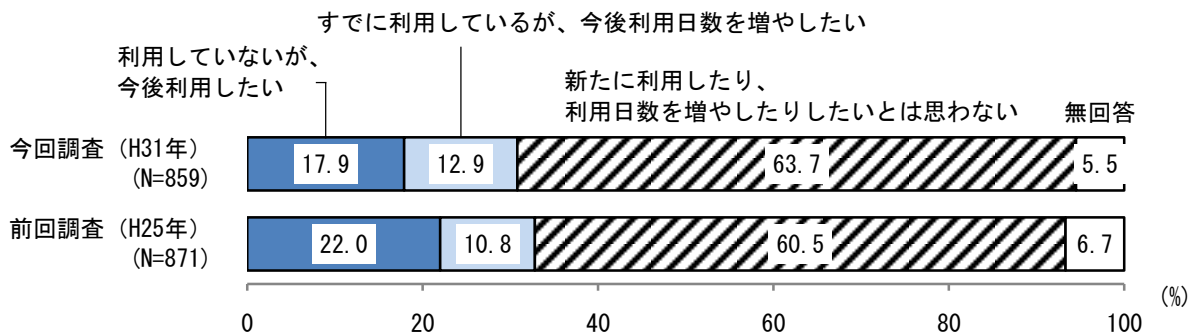


・「地域子育て支援拠点」…児童館の乳幼児対象事業や保育所で実施しているひろば事業、子育て相談事業です。

②地域子育て支援拠点事業の利用希望

子育て支援センターなどについての今後の利用希望は、「利用していないが、今後利用したい」が17.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が12.9%、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」が63.7%となっています。

【就学前児童調査】





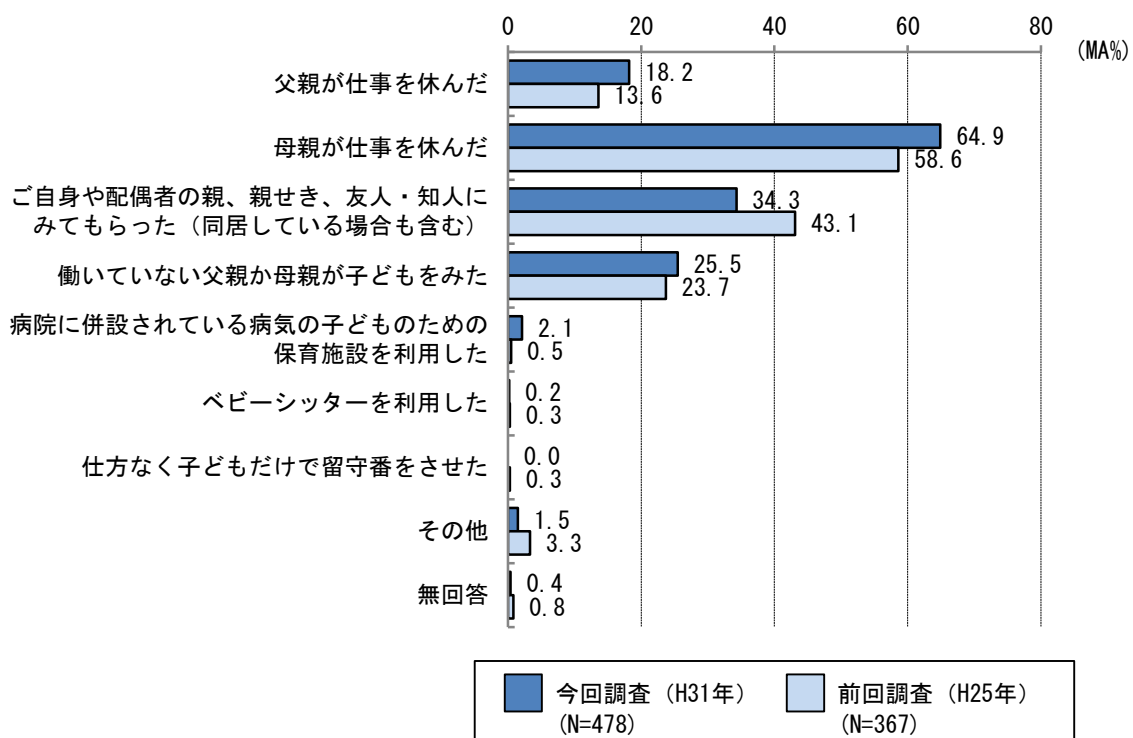
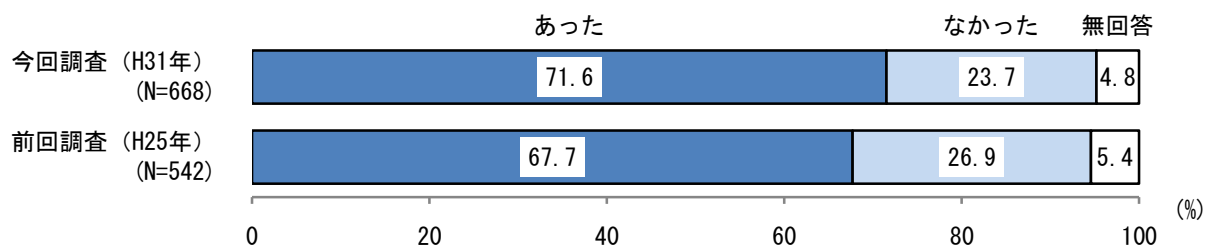
(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

① 病気やケガで通常の事業（幼稚園、保育所、小学校等）が利用できなかったこと、  
その主な対処方法

この1年間に、子どもの病気やけがで利用できなかったことが「あった」人は71.6%となっています。

対処方法については、「母親が仕事を休んだ」が64.9%と最も多く、次いで、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」が34.3%、「働いていない父親か母親が子どもをみた」が25.5%となっています。

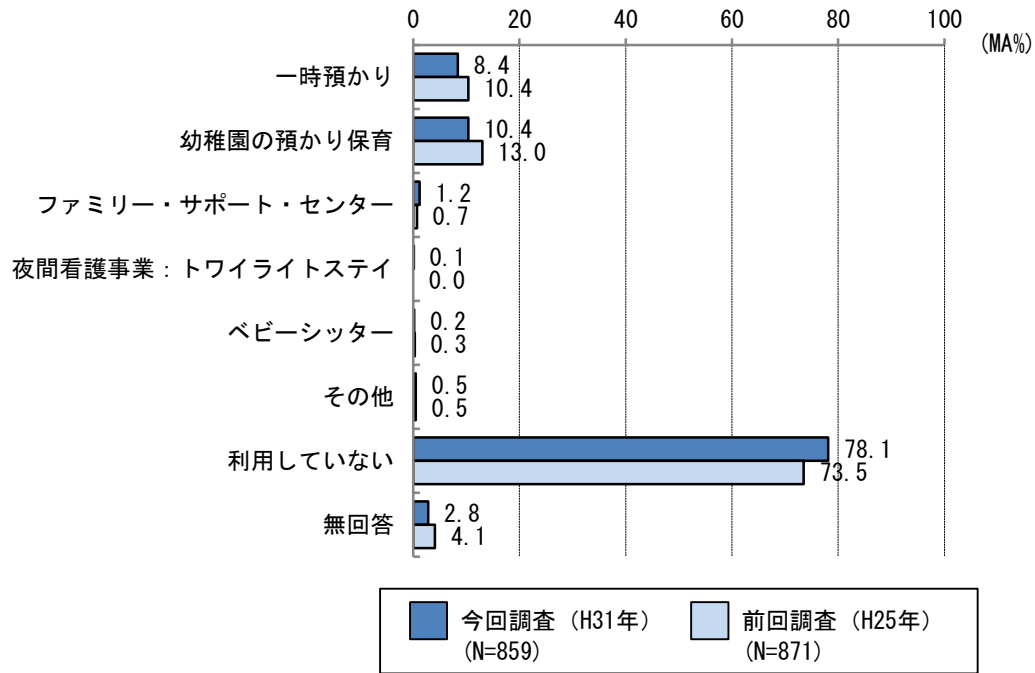
【就学前児童調査】



②不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

親の通院、不定期的な仕事などを理由として、「不定期的に」利用したサービスは、「一時預かり」「幼稚園の預かり保育」で1割程度みられますが、「利用していない」が78.1%となっています。

【就学前児童調査】



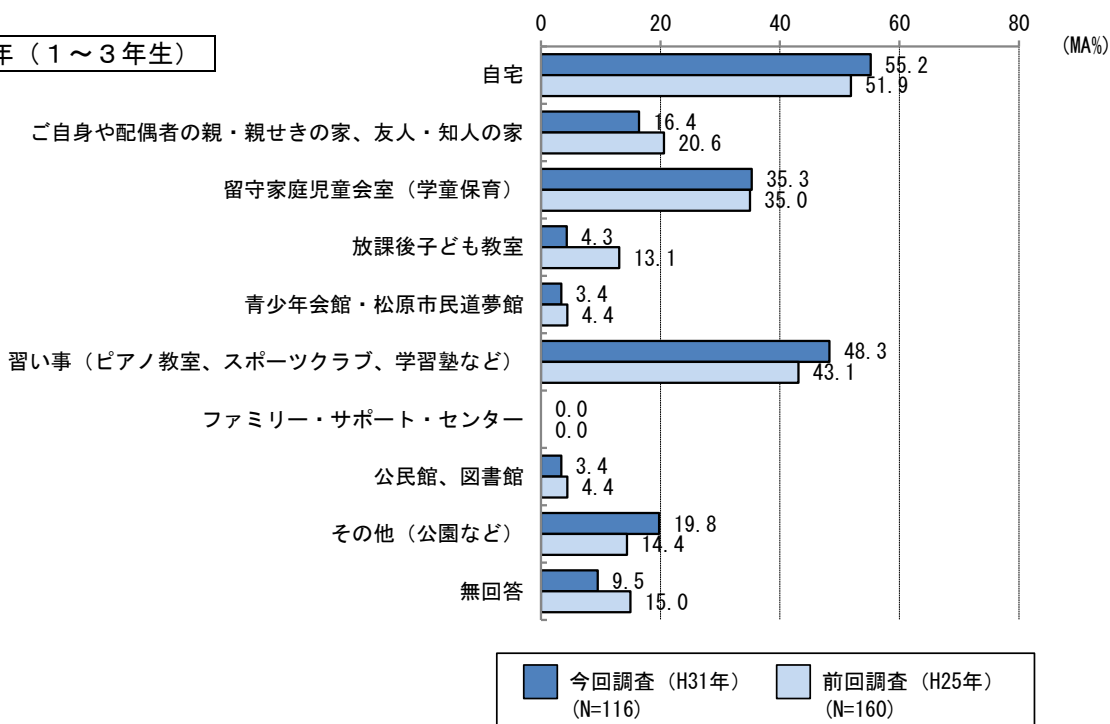
(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 就学前児童の保護者の小学校に就学してからの希望

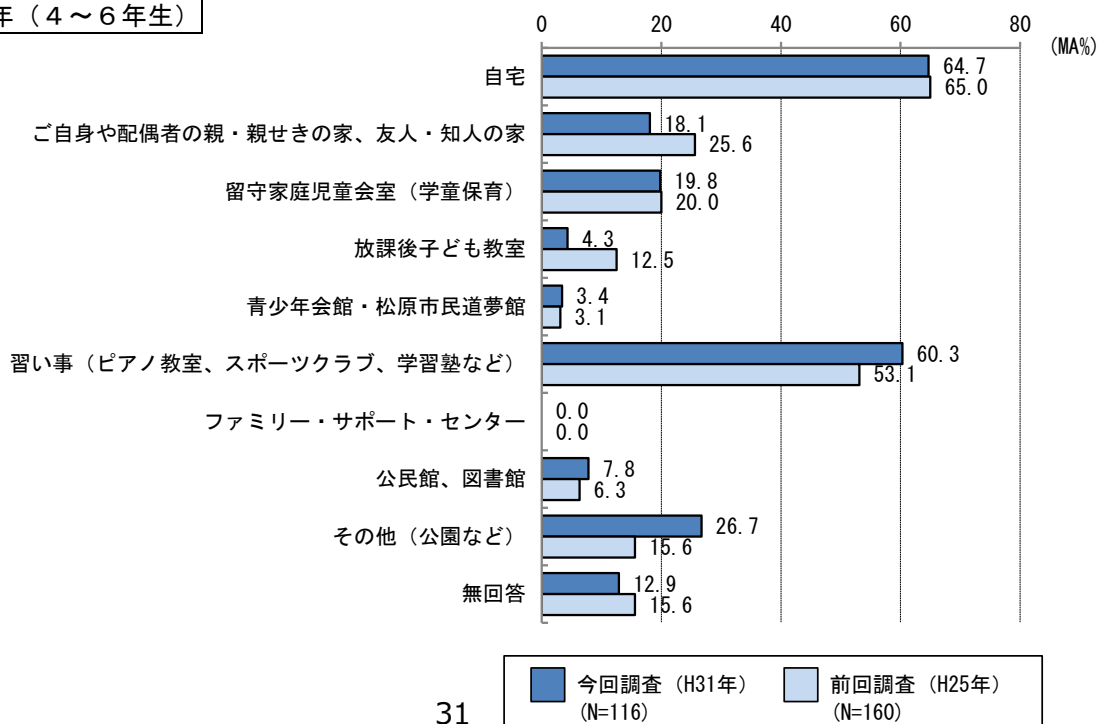
小学校に就学してからの放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、小学校低学年（1～3年生）では「自宅」が55.2%と最も多く、次いで、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が48.3%、「留守家庭児童会室（学童保育）」が35.3%となっています。小学校高学年（4～6年生）では、自宅」が64.7%と最も多く、次いで、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が60.3%となっています。

【就学前児童調査】

小学校低学年（1～3年生）



小学校高学年（4～6年生）

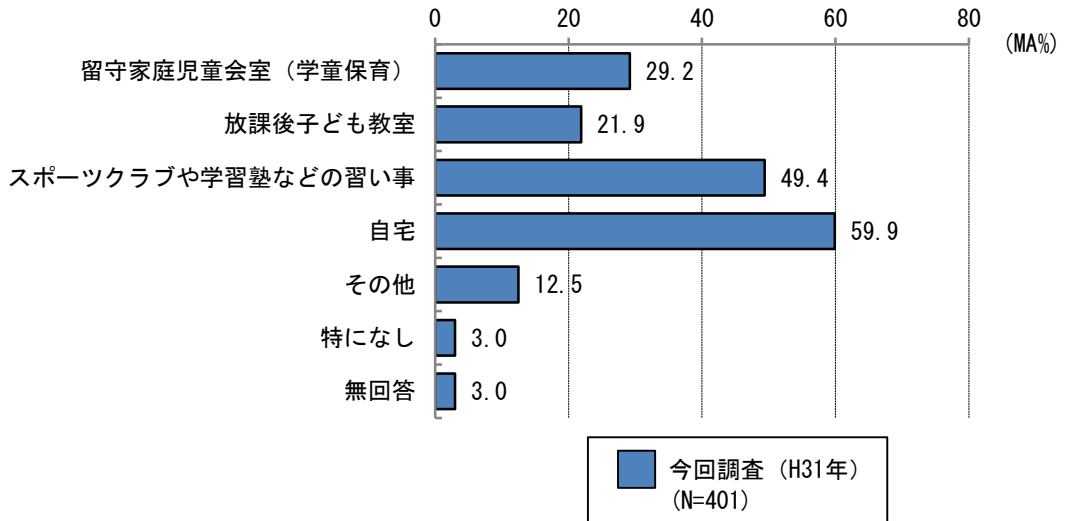


②小学生の保護者の希望

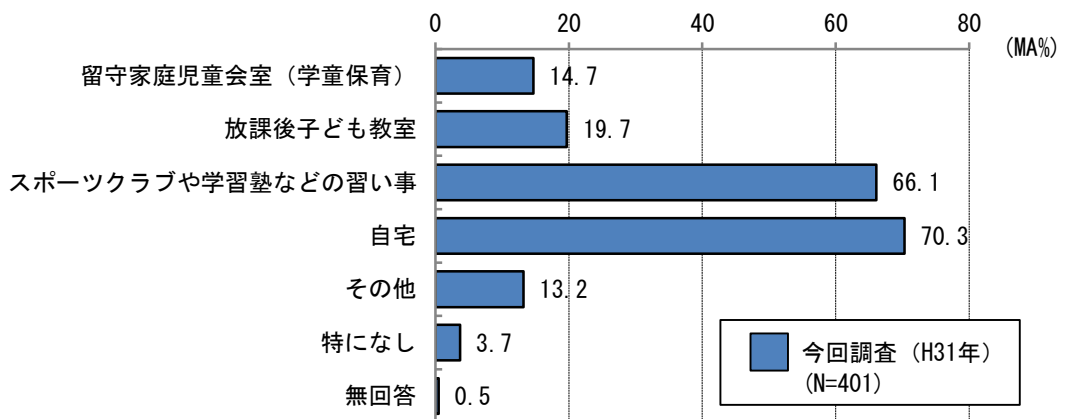
放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所は、小学校低学年（1～3年生）のうち「自宅」が59.9%と最も多く、次いで、「スポーツクラブや学習塾などの習い事」が49.4%となっています。小学校高学年（4～6年生）は、「自宅」が70.3%と最も多く、次いで、「スポーツクラブや学習塾などの習い事」が66.1%となっています。

【小学生調査】

小学校低学年（1～3年生）



小学校高学年（4～6年生）



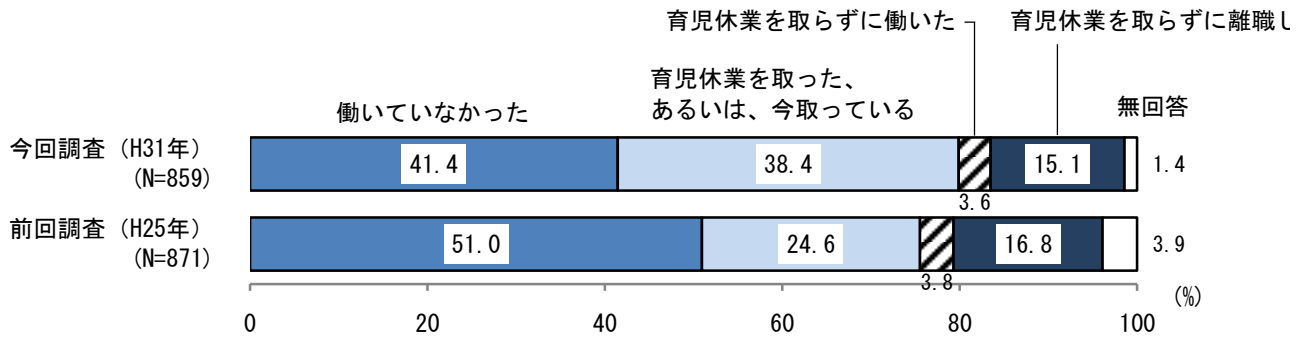
(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

① 育児休業の取得状況

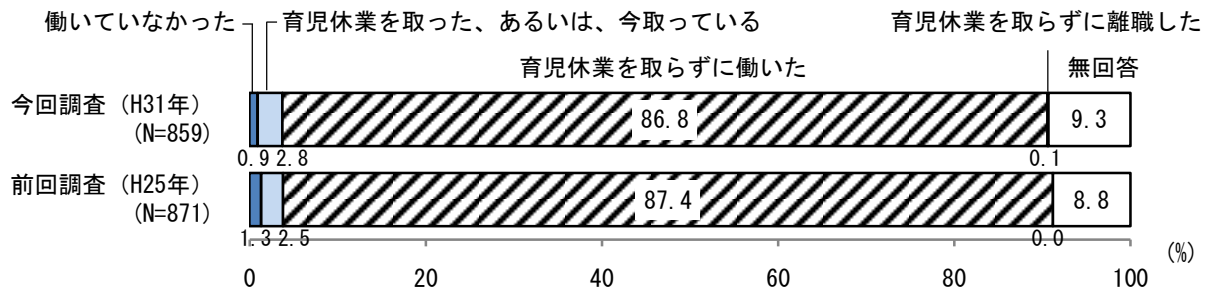
「育児休業を取った、あるいは、今取っている」は、母親が38.4%で、父親が2.8%となっています。

【就学前児童調査】

母親



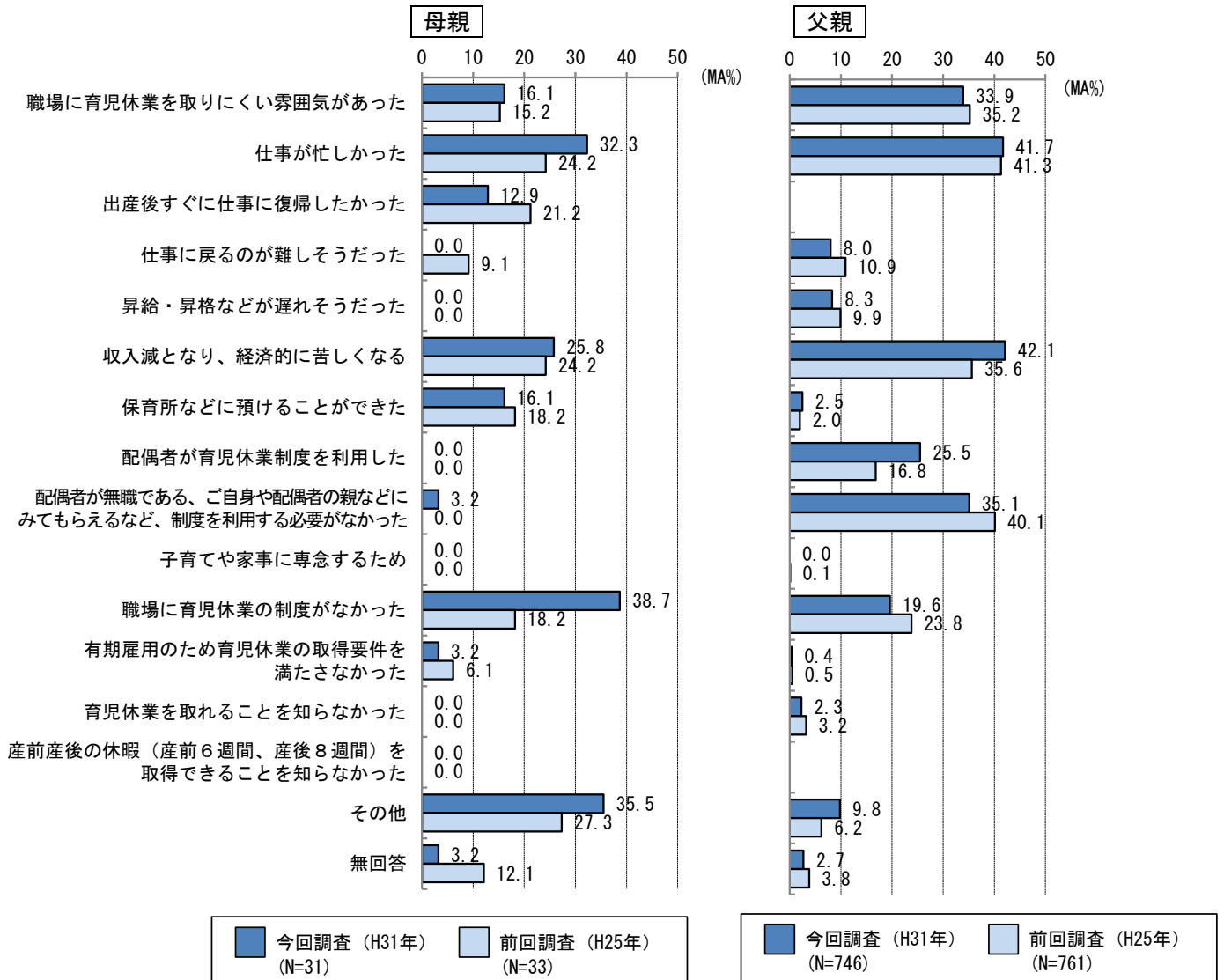
父親



②取得していない理由

「育児休業を取らずに働いた」理由は、母親では「職場に育児休業の制度がなかった」が38.7%と最も多く、次いで、「仕事が忙しかった」が32.3%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が25.8%となっています。父親では「収入減となり、経済的に苦しくなる」が42.1%と最も多く、次いで、「仕事が忙しかった」が41.7%となっています。

【就学前児童調査】

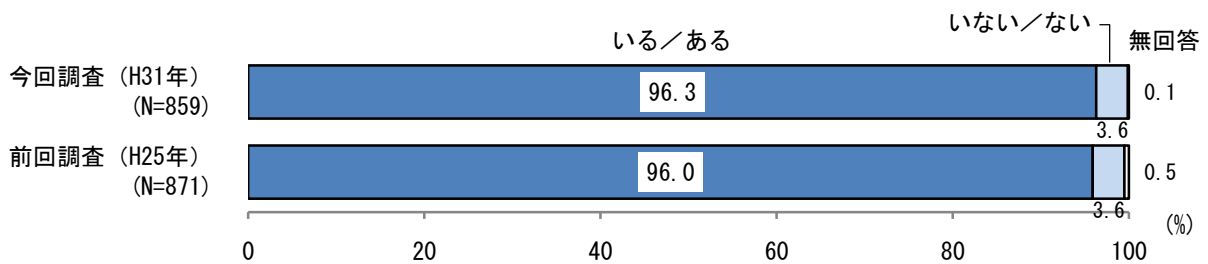


(7) 子育て全般について

①子育てを相談できる人・場所の有無

子育てや教育について気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」人は 96.3%となっています。

【就学前児童調査】



②子育てに関して日常悩んでいること、気になること

子どもに関すること

就学前児童調査では、「食事や栄養に関すること」が 34.3%と最も多く、次いで、「子どもの教育に関すること」が 34.1%、「病気や発育発達に関すること」が 32.7%となっています。

小学生調査では、「子どもの教育に関すること」が 41.4%と最も多く、次いで、「子どもの友だちづきあいに関すること」が 36.2%となっています。

単位：%

	病気や発育発達に関すること	食事や栄養に関すること	子どもとの接し方に自信が持てないこと	子どもと過ごす時間が十分取れないこと	子どもの教育に関すること	子どもの友だちづきあいに関すること	子どもの登所・登園拒否や不登校など	特にない	その他	無回答
就学前児童 (N=859)	32.7	34.3	16.2	18.0	34.1	22.8	2.9	22.8	3.5	3.6
小学生 (N=401)	17.2	17.2	11.0	20.7	41.4	36.2	1.5	22.2	2.5	6.0

自分自身のこと

就学前児童調査では、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が41.0%と最も多く、次いで、「子育てにかかる出費がかさむこと」が35.5%となっています。

小学生調査では、「子育てにかかる出費がかさむこと」が40.9%と最も多く、次いで、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が25.4%となっています。

単位：%

	子育てに関して配偶者の協力が少ないこと	配偶者と子育てに関して意見が合わないこと	子育てが大変なことを、周りの人が理解してくれないこと	ご自身の子育てについて、ご自身や周りの見る目が気になること	子育てに関して話し相手や相談相手がないこと	仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと	配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	子育てのストレスなどが子どもにきつくあたっていること	子育てによる身体の疲れが大きいこと	子育てにかかる出費がかさむこと	住居がせまいこと	その他	特になし	無回答
就学前児童 (N=859)	19.2	8.3	7.3	7.0	3.4	41.0	7.8	25.8	26.7	35.5	12.9	3.8	18.3	4.4
小学生 (N=401)	11.0	10.2	3.2	4.2	2.7	25.4	5.7	17.0	10.5	40.9	12.5	27.4	3.7	7.2



③子育てで必要な支援・対策

就学前児童調査では、子育てを「楽しいと感じることの方が多い」人は「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が36.7%と最も多く、次いで、「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」が33.9%、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が33.8%となっています。子育てを「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」「つらいと感じることの方が多い」人は、「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」が37.7%と最も多く、次いで、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が34.0%となっています。

小学生調査では、子育てを「楽しいと感じることの方が多い」人は「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が47.5%と最も多く、次いで、「子どもの教育環境」が46.7%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が44.8%となっています。子育てを「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」「つらいと感じることの方が多い」人は、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が40.7%と最も多く、次いで、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が36.1%となっています。

単位：%

		地域における子育て支援の充実 (一時預かり、育児相談など)	保育サービスの充実	子育て支援のネットワークづくり	地域における子どもの活動拠点の 充実(児童館など)	訪問型の支援サービスの充実	健やかな妊娠・出産に対する支援	子どもの教育環境	子育てしやすい住居・まちの環境 面での充実	仕事と家庭生活の両立ができる労働 環境の整備	子どもを対象にした犯罪・事故の 軽減	支援を要する子どもに対する支援	留守家庭児童会室(学童保育)の 充実	その他	無回答
就学前児童	子育てが楽しい人 (N=619)	33.9	33.1	11.3	23.7	2.9	24.1	27.8	36.7	33.8	22.1	3.9	—	2.6	3.6
	子育てがつらい人 (N=215)	37.7	29.8	7.9	15.3	9.3	7.0	14.4	28.8	34.0	11.2	5.6	—	2.6	9.8
小学生	子育てが楽しい人 (N=259)	—	—	12.0	38.2	—	—	46.7	44.8	37.1	47.5	9.7	17.0	2.6	1.5
	子育てがつらい人 (N=108)	—	—	10.2	22.2	—	—	29.6	36.1	40.7	30.6	10.2	12.0	10.2	6.5

## 第6節 松原市の子ども・子育てを取り巻く課題の整理

本市の子どもを取り巻く現状や、アンケート調査結果等を踏まえ、本市の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

### (1) 仕事と生活の調和の推進・親としての成長 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

#### 現状と課題

保育の需要増加に対応するため、施設整備を進めてきましたが、就学前児童の施設入所状況を見ると、認可保育所においては、在籍児童数は1・2歳の増加がみられます。また、アンケート調査の結果から就労を希望する母親が多くなっており、母親の就労ニーズの高まりがうかがえます。

子育て家庭における働き方が変化しているなか、今後も、特に1、2歳の受け入れの場の確保など、引き続き保育サービスの拡充を計画的に進めるとともに、さらなる保育水準の向上など、子育て支援事業を進めることが求められています。

アンケート調査からは、誰にも相談する人がいない、子どもを親族・知人等の誰にもみてもらうことができないという保護者も見られます。また、家庭児童相談の件数も増加しており、こうした子育てについて不安感を持つ保護者への相談体制の充実や多様な相談方法が求められています。子育てを援助する必要性のある家庭が増えてきている中、さらに多くの人とのふれあいを通して親として成長していくための支援も求められています。

### (2) 親子の健全な成長 ■

#### 現状と課題

アンケート調査結果をみると、子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることについて、「病気や発育発達に関すること」「食事や栄養に関すること」の割合が高く、健康や発達について育児不安をもつ母親が多くなっています。楽しく子育てができ、育児に関する悩みをひとりで抱え込むことがないよう、子育て支援センターを9か所開設し、子育ての不安感、負担感の軽減に努めていますが、家族や地域ぐるみで子育て支援を強化していくことが引き続き必要です。

地域の子ども・子育て支援事業の実施にあたり、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要なため、母子保健関連事業との連携強化が図られる子育て世代包括支援センターを開設しています。引き続き、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他母子保健関連事業等を継続的に実施することが必要となります。

また、近年、幼稚園・保育所・学校において発達に障害がある子どもや発達に課題を抱える子どもたちが増加傾向にあり、特別な配慮が必要な子育て家庭への支援も求められています。

### (3) 子どもの生きる力の育成 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

#### 現状と課題

少子高齢化が進む中、本市の人口は全体的に減少しており、就学前児童数においても同様に減少傾向で推移しています。しかし、保育所の在籍児童数は増加傾向にあります。

少子化の進行により、家庭や地域で他の子どもと関わる機会が減少しており、教育・保育施設における集団教育・保育の持つ意義はますます高まっています。

アンケート調査結果をみると、子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることについて、「子どもの教育に関すること」の割合が上位となっていることから、子どもの教育に対する関心の高さがうかがえます。

子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの学力を身に付けることが出来るよう、教育・保育における内容と方法の一層の充実を図るとともに、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備が求められます。

### (4) 地域の子育て環境や安心できる生活環境の整備 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

#### 現状と課題

アンケート調査結果においては、子育てのつらさ解消に必要な支援対策について、「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」の割合が高く、引き続き、地域での子育て支援の充実が求められています。

また、親子が住みよいまちづくりを進めるためには、子どもを対象とした犯罪・事故の軽減や全市民的な活動として安心・安全なまちづくりを強く推進していくことが必要です。地域の防犯に対する意識啓発や地域団体の支援など、防犯活動を推進するとともに、子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことがないように、子育てしやすい住居、まちの環境面での充実が求められています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の基本理念

本計画の基本理念は、松原市第5次総合計画の基本指針にあるみんなで子育て家庭を支える地域社会を実現するため、第1期計画の基本理念「地域で支える、安心・安全な子育て・子育てのまち 松原」を継承します。

#### 地域で支える、安心・安全な子育て・子育てのまち 松原

子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えることは、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、子どもの成長に喜びを感じ、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの発展につながります。子どもの自主性を育み、また地域の人々で子育てを行い、子どもとともに育ちあい、安心・安全な子育てができる環境づくりを進めるため、『地域で支える、安心・安全な子育て・子育てのまち 松原』を基本理念とし、子ども・子育て支援の事業を推進します。

## 第2節 基本目標

基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標を設定し、諸施策の取り組みを推進します。

### 基本目標1 子どもの育ち

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら、成長を遂げていくことが必要です。

また、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することが可能となります。そのために、保護者としての自覚と責任を育み、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

### 基本目標2 親の子育て力の向上

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提とし、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どもと保護者のより良い関係を築きます。

そのために、保護者としての自覚と責任を育み、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重し、子育て力を高めます。

### 基本目標3 地域で支える子育て

「すべての子どもと家庭への支援」という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域には幼稚園や保育所など、子育ての知識や技術、人材、施設などの教育・福祉資源を有しており、そうした資源を有効に活かし、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

## 第3節 基本課題

基本目標を実現するために、次の4項目を基本課題とし、総合的に事業を推進します。

### 基本課題1 仕事と生活の調和の推進・親としての成長

仕事と生活の調和の実現には、すべての人が仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動を、自らが希望するバランスで行えることが必要です。就労の場において、男女がともに力を発揮し、働けるような環境づくりと仕事と家庭の両立支援の充実を目指します。

また、子育てをしているすべての家庭が子育てにともなう喜びを実感できるように、地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の取り組みを推進し、保護者としての自覚と責任を育みます。

### 基本課題2 親子の健全な成長

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

そのためにも、親の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行い、安全で快適な妊娠・出産環境を確保し、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための支援体制の充実を目指します。

### 基本課題3 子どもの生きる力の育成

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重され、子どもの健やかな成長が保障され「子どもの最善の利益」が実現される環境づくりを整備します。

また、家庭、幼稚園・保育所・学校等、地域が一体となって、子ども自らの生きる力を培い、伸ばし、支えていく教育・保育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取り組みを推進します。

### 基本課題4 地域の子育て環境や安心できる生活環境の整備

セーフコミュニティ国際認証都市として、全市的に地域が主体となった安心・安全なまちづくりを進める中、子どもの安全を守るため、家庭や学校におけるけがの防止や、虐待の予防の取り組みを進め、積極的な地域の参画を通じた安心・安全に暮らせるまちづくりの推進に重点的に取り組めます。

また、地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で

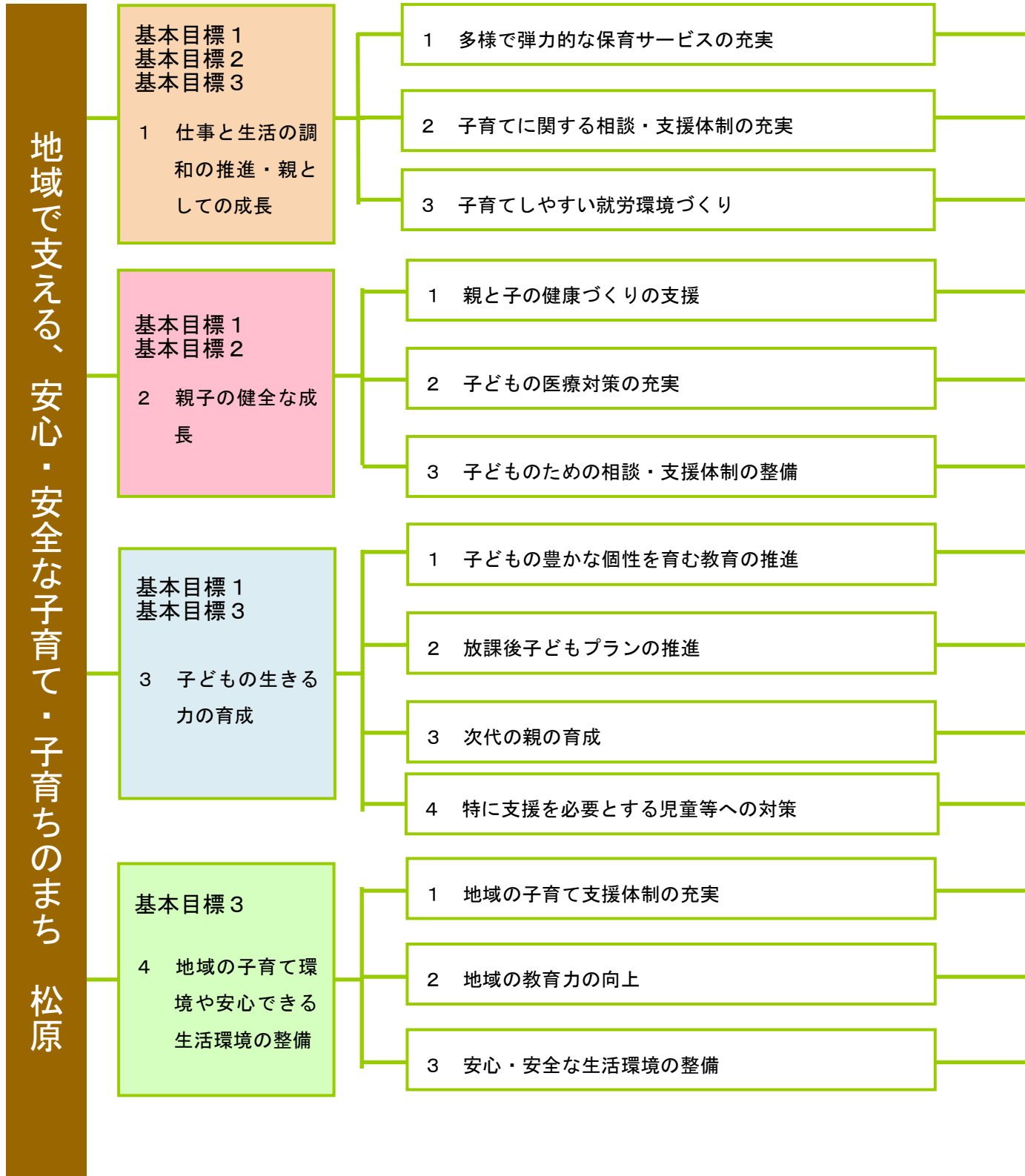
子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組むとともに、子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、のびのびと自由に行動できるように、親子が安心して安全に暮らせる生活環境の整備を推進します。

# 第4節 事業の体系

【基本理念】

【基本課題】

【事業の方向】





【基本事業】

- ①保育環境の整備
- ②多様なニーズに対応した保育の充実

- ①相談体制の充実
- ②多様な交流・学習機会の充実
- ③子育てに関わる情報の提供
- ④子育てに対する経済的支援

- ①就労環境づくりの推進
- ②就業や再就職に対する支援の充実

- ①健康づくりのための情報の提供
- ②子どもの病気の予防、早期発見の充実
- ③思春期保健対策の充実

- ①小児医療体制の充実
- ②医療費助成の推進

- ①相談・支援体制の推進
- ②児童虐待防止対策の推進

- ①就学前教育の充実
- ②学校教育の充実

- ①放課後等における居場所の充実

- ①乳幼児のふれあいや学びの場の充実

- ①ひとり親家庭対策の推進
- ②障害児に対する支援の充実
- ③市内在住外国人等への子育て支援

- ①地域の子育て支援の充実
- ②地域活動・グループ活動の促進

- ①体験・交流活動の充実
- ②子どもをとりまく有害環境への対策

- ①良好な居住環境の確保
- ②子どもにやさしいまちづくりの推進
- ③子どもの安全の確保

## 第4章 基本課題ごとの具体的な取り組み

第3章に示した基本理念「地域で支える、安心・安全な子育て・子育てのまち 松原」のもと、基本目標ごとの具体的な取り組みについて示します。

### 基本課題1 仕事と生活の調和の推進・親としての成長

#### 事業の方向(1) 多様で弾力的な保育サービスの充実

保育サービスについては、利用者の多様なニーズを十分に踏まえてサービスの提供体制を整備し、地域の実情に応じた取り組みを行うことが必要です。

保育所の待機児童の解消を図るため、保育所の整備拡充を行っていきます。また、きめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。

#### 【具体的な取り組み】

##### ①保育環境の整備

取り組み項目	内容	関係部署
保育所の施設整備	子どもたちが日々安全で快適な生活を送れる保育環境を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、保育施設の整備を図ります。	子ども未来室／福祉指導課
認定こども園の施設整備	保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い入れた園を継続して利用できるよう、認定こども園の整備を図ります。	子ども未来室／福祉指導課
保育所での保育	子どもたち一人ひとりの人権が大切にされ、心身ともに健全で調和のとれた豊かな人間性をもった子どもを育成するために、保育内容の充実に努めます。また、保育の質の向上や多様なニーズに対応できるよう、保育士などの研修の充実に努めます。	子ども未来室
幼稚園、保育所、小学校の連携	子どもへの理解と関わりの一貫性を図って、子どもたち一人ひとりを大切に育成するために、幼・保・小の交流を深めていきます。	子ども未来室／教育推進課

## ②多様なニーズに対応した保育の充実

取り組み項目	内容	関係部署
時間外保育	利用者のニーズを踏まえ、保育時間の延長保育を行う認可保育園を推進します。	子ども未来室
休日保育	就労スタイルの多様化などによる休日の保育ニーズに対応できるよう充実していきます。	子ども未来室
一時保育	保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	子ども未来室
病児病後児保育	病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、施設で児童を預かる事業を実施していきます。	子ども未来室
幼稚園一時預かり	<p>幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園での教育時間終了後、施設内で預かり保育をします。</p> <p>新制度のもと、料金体系、利用時間等を整理し、保護者のニーズに対応できるように充実していきます。</p>	子ども未来室

## 事業の方向（2） 子育てに関する相談・支援体制の充実

妊娠・出産・子育てなど、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制や、親子が過ごせる居場所の充実が求められています。子育てや教育について、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるような相談窓口の体制を充実します。

また、必要な時に必要な情報が受け取れるよう、利用者支援の窓口を整備するとともに、子育てに関する情報をきめ細かく届けるために、印刷物だけでなく、ホームページやメール配信などのツールを研究し、時代に即した方法で最新情報を発信していきます。

## 【 具体的な取り組み 】

## ①相談体制の充実

取り組み項目	内容	関係部署
利用者支援	子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域子育て支援事業を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。	子ども未来室
家庭児童相談	18歳未満の子どもに関する様々な問題について相談を行い、子どもと家庭の福祉の向上に努めます。ニーズに応じた利用しやすい窓口として、複雑・多様化した相談内容に対応できるように努めます。	子ども未来室

取り組み項目	内容	関係部署
地域子育て支援拠点	常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保していきます。	子ども未来室
養育支援家庭訪問	子育てに対する不安や孤立感などを抱える養育支援が特に必要な家庭を、子育てサポーター、助産師が訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力の向上を図るため、育児に関する専門的相談支援や、家事・育児などの養育支援を行っていきます。	子ども未来室
こころとからだの何でも健康相談	乳幼児の発育、発達や育児、予防接種、栄養・食生活などの相談を実施します。	地域保健課
女性相談	女性の人権を尊重し、女性が抱える様々な問題を専門の女性カウンセラーが受け止め共感し、相談者自身が問題解決に向けて、自立していく力を引き出すためのカウンセリングを実施します。	人権交流室/ 人権交流センター
総合相談	子育ての悩み、進路問題などの悩みについて、関係機関との連携及び協働しながら、相談者に寄り添った相談業務を実施します。	人権交流センター/ 福祉総務課
子育て支援グループ	個別の課題に即したグループワークを実施し、親子の絆の強化や育児不安の解消をめざします。	子ども未来/ 地域保健課
妊産婦・乳幼児訪問指導	妊産婦・乳幼児の家庭を訪問し、家庭での状況を把握し、それに基づいて相談にのり、育児不安の解消や子育ての支援に努めます。	地域保健課
産後ケア	生後4か月未満の乳児及び母親のうち、家族から十分な支援が受けられず、支援が特に必要と認められる人に対し、心身のケアや育児のサポート等に努めます。	地域保健課
乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査や相談などで経過観察が必要とされた乳幼児と保護者に対して、小児科医師、心理相談員による健診・相談を行います。疾病や障害の早期発見、養育の健全化や良好な親子関係が保てるように努めます。	地域保健課
学校等における教育相談	スクールカウンセラーや臨床心理士を各学校や松原市教育支援センターへ派遣し、児童生徒・保護者・教職員を対象とする教育相談を行います。	教育研修センター
乳幼児健康診査	乳児一般、4か月児、乳児後期、1歳7か月児、3歳6か月児を対象に健康診査を実施し、疾病の早期発見、発達の確認、保護者の育児支援を行っていきます。健康診査の結果、経過観察健康診査や関係機関への紹介なども行っていきます。また、1歳7か月児健康診査での保育士の子育てに関する助言などを充実していきます。	地域保健課

取り組み項目	内容	関係部署
乳児家庭全戸訪問事業（こんちには赤ちゃん訪問事業）	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師、助産師、看護師が訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、相談に応じ子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつけます。	地域保健課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から出産時、子育て期における切れ目ない支援を実現し、母子保健や育児に関する支援を行う。	地域保健課／子ども未来室

## ②多様な交流・学習機会の充実

取り組み項目	内容	関係部署
園庭開放	幼稚園や保育所に通っていない就学前の子どもたちとその保護者を対象に、子ども同士・親同士の交流や遊びを通して子育ての支援を行うため、幼稚園・保育所の園庭を開放します。育児のノウハウをもつ幼稚園・保育所機能を活用し、気軽に誰でも利用できるよう子育て支援事業をさらに充実していきます。	子ども未来室
遊び場・交流の場（プレイパーク）	就学前から小学生の子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶ場を提供し、保護者とともに楽しく時間を過ごすとともに、保護者の子育て交流を進めます。	人権交流室
居場所づくり（子育て中）	幼児期から思春期の子どもを持つ親を対象にした子育て、自分育ての講座を実施します。	いきがい学習課
こうみんかんに行こう Day	<b>小学生</b> 及びその親が交流や出会いを通して、親同士の仲間づくりの場や、異年齢の子どもの交流の場を提供します。	いきがい学習課
家庭教育研修会	各学校園で保護者参観や学校行事等の機会を活用し、子育てに悩む親同士の交流や家庭教育に関する学習機会を提供します。	地域教育課
マタニティスクール	妊婦や配偶者を対象に妊娠・出産・育児についての知識の習得や、妊婦同士の交流の場として教室を開催します。実習を取り入れたり、子育て支援センターの見学や先輩ママとの交流を実施していきます。	地域保健課 子ども未来室
男女共同参画セミナー	家族で子育てするための意識啓発などについてセミナーを実施します。	人権交流室／ 人権交流センター
国際交流	講演会や各種イベントを通して多くの文化に触れる機会を提供します。	市民協働課

取り組み項目	内容	関係課・機関
地域子育て支援拠点	常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保していきます。	子ども未来室
若者自立支援	不登校・ニート・ひきこもり等の青年とその家族を対象に、臨床心理士等による青年の自立に関する悩み等の個別相談・支援や、同じ境遇にある仲間等との交流のために家庭以外の居場所の提供、また社会参加や就労にむけた様々な情報提供・体験を行います。	人権交流センター
自主活動サークルの支援	地域で子どもを育てるという視点から地域における自主活動としての子育てサークルの活動を支援、人権交流センターや公民館等の交流の場を提供します。	子ども未来室

### ③子育てに関わる情報の提供

取り組み項目	内容	関係部署
各種メディアを活用した子育て情報の発信	子育てに関するサービスやイベントなど様々な情報をとりまとめ、広報紙への掲載や、ガイドブックの発行、また、インターネットなどのメディアを活用し、子育ての情報を提供します。	子ども未来室/ 地域保健課/ 人権交流室
地域子育て支援拠点	常設のひろばを開設し、子育て家庭の保護者とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保していきます。	子ども未来室
各種講座やセミナーの開催	家庭や子育てについて理解を深める講座やセミナー等に、次代の親となる若い世代が積極的に参加できるよう、広報を充実するとともに、開催時間、場所等、子育て中の人や働いている人などが参加しやすい体制をつくりまします。	子ども未来室/ 人権交流室
母子健康手帳の交付	母子の健康管理を行うために、母子健康手帳を交付します。手帳交付時には、母子保健サービスの案内や赤ちゃんに関するパンフレットなどを同時に配布し、情報を提供します。	地域保健課
乳児家庭全戸訪問 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつけます。	地域保健課
子育てに関する情報提供	日本語を母語としない外国人住民に対して、子育てに関する情報を多言語に翻訳し提供します。	市民協働課

取り組み項目	内容	関係部署
祖父母手帳	祖父母が現在の育児方法を学び、父母と関係を円滑するとともに「地域における子育て」の担い手となるきっかけづくりとして祖父母手帳を作成し、ホームページで情報提供しています。	地域保健課

#### ④子育てに対する経済的支援

取り組み項目	内容	関係部署
幼稚園の就園等に対する補助	幼稚園教育の普及及び就園の奨励を図るため、家庭の状況に応じて、保護者の負担軽減などを行います。	子ども未来室
義務教育に対する援助	経済的な理由により就学させることが困難な家庭に、就学費の援助を行います。	教職員課
児童手当	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から中学校修了までの児童を対象に支給します。	子ども未来室
児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない、または父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある家庭に対し、生活の安定と児童の自立の促進に寄与するとともに、児童福祉の増進を図るために支給します。	子ども未来室
特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童を監護している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している方に対し、福祉の増進を図ることを目的として、支給します。	子ども未来室
子ども医療費の助成	子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ります。	医療支援課
ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の18歳に達した日以後の最初の3月末日までの子どもの医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
障害者（児）医療費の助成	障害児の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
母子・父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母又は父子家庭の父、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、また扶養している子の福祉の増進を行います。	子ども未来室
障害児医療費の助成（育成医療）	身体上の障害を軽減するための治療を受ける児童（18歳未満）の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	障害福祉課
幼児2人同乗用自転車購入費の助成	子育て中の経済的な負担を軽減することにより、安全性に配慮した自転車利用の促進を図るため、幼児2人同乗用自転車購入費の一部を助成します。	市民協働課
妊婦健康診査	妊娠期において妊婦健診受診票を交付し、妊婦健診の費用の一部を助成します。	地域保健課

取り組み項目	内容	関係部署
新生児聴覚検査	生後28日未満の新生児を対象に、新生児聴覚検査受検票により検査費用の一部を助成します。(1回のみ)	地域保健課

### 事業の方向(3) 子育てしやすい就労環境づくり

仕事と子育ての両立を図るために、男女ともに育児休業を取得しやすい環境整備に加え、子育て期に多様で柔軟な働き方が選択できるような社会基盤の拡充が効果的と考えられます。また、個々の事情に合った多様な保育サービスを選択し利用できる体制の整備が求められています。

性別や年齢にかかわらず、子育て中であるなど、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働きかたができる社会を目指して、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の重要性について周知・啓発に努めます。

また、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境や就労条件を整備する企業の取り組みを支援します

#### 【具体的な取り組み】

#### ①就労環境づくりの推進

取り組み項目	内容	関係部署
労働時間短縮の啓発	ゆとりある豊かな生活の実現をめざし、労働者や市内の事業所に対して様々な機会を通じて労働時間短縮に向けた取り組みを行います。	産業振興課
育児休業、介護休業取得の啓発	労働者や企業に対して育児休業・介護休業の取得制度等の周知・普及に努めます。	産業振興課
保育所の施設整備	子どもたちが日々安全で快適な生活を送れる保育環境を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、保育施設の整備を図ります。	子ども未来室／福祉指導課
認定こども園の施設整備	保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い入れた園を継続して利用できるよう、認定こども園の整備を図ります。	子ども未来室／福祉指導課
時間外保育	利用者のニーズを踏まえ、保育時間の延長保育を行う認可保育園を推進します。	子ども未来室
休日保育	就労スタイルの多様化などによる休日の保育ニーズに対応できるよう充実していきます。	子ども未来室
一時保育	保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	子ども未来室



取り組み項目	内容	関係部署
病児病後児保育	病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業を実施していきます。	子ども未来室
幼稚園一時預かり	幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在籍児童を幼稚園での教育時間終了後、施設内で預かり保育をします。 新制度のもと、料金体系、利用時間等を整理し、保護者のニーズに対応できるように充実していきます。	子ども未来室
ファミリー・サポート・センター	仕事と家庭の両立を支援する事業として、地域との連携を図り、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動をさらに充実します。	子ども未来室

## ②就業や再就職に対する支援の充実

取り組み項目	内容	関係課・機関
労働相談	働く上での悩みや苦情等の相談について、問題解決へのアドバイスを行います。	産業振興課
職業能力開発への支援	女性が職場で活用できるように、技術・技能を習得できる講座、講習会を開催し、職業能力開発への支援を行います。	産業振興課
雇用就労支援事業	障害者、母子家庭の母親、中高年齢者など働く意欲がありながらさまざまな阻害要因があるために、雇用就労ができない人（就職困難者）を対象に、雇用就労の実現に向けた支援を行います。	産業振興課
女性の起業応援事業	多様な就業形態の普及啓発や女性が就労、再就職するためのセミナーやイベントを実施します。	人権交流室／人権交流センター
母子・父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業をより効果的に促進するため、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費等事業を行います。	子ども未来室

## 基本課題2 親子の健全な成長

### 事業の方向(1) 親と子の健康づくりの支援

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、そのため、親と子がともに健康で良好な親子関係を築いていくことが大切です。

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談ができる場を提供します。

#### 【具体的な取り組み】

##### ①健康づくりのための情報の提供

取り組み項目	内容	関係課・機関
母子健康手帳の交付	母子の健康管理を行うために、母子健康手帳を交付します。手帳交付時には、母子保健サービスの案内や赤ちゃんに関するパンフレットなどを同時に配布し、情報の提供に努めます。	地域保健課
出産前小児保健指導	妊娠後期から産後2か月までの育児不安の解消を図るため、産科医の紹介を受け、小児科医が妊産婦に対して育児相談を実施します。	地域保健課
健康診査時集団指導	4か月、1歳7か月、3歳6か月児健康診査及び2歳、2歳6か月児歯科健康診査時に歯科医師、歯科衛生士、栄養士、保健師による集団指導を実施します。健康づくりのため、また、健やかな成長を支援するため、育児などの情報を提供し、健康の保持増進を図ります。	地域保健課
いい歯で元気教室	1歳7か月児健康診査において、カリオスタット検査を実施します。要注意と判定された幼児とその保護者に対して保健指導を行うことにより、う蝕（むし歯）などの歯科疾患の予防を図り、生涯を通じた健康づくりの基礎を築きます。	地域保健課
こころとからだの何でも健康相談	乳幼児の発育、発達や育児、予防接種、栄養・食生活などの相談を実施します。	地域保健課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を <b>保健師、助産師、看護師</b> が訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、 <b>相談に応じ</b> 子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつけます。	地域保健課

## ②子どもの病気の予防、早期発見の充実

取り組み項目	内容	関係課・機関
妊婦健康診査	妊娠期において妊婦健診受診票を交付し、妊婦健診の費用の一部を助成します。	地域保健課
乳幼児健康診査	乳児一般、4か月児、乳児後期、1歳7か月児、3歳6か月児を対象に健康診査を実施し、疾病の早期発見、発達の確認、保護者の育児支援を行っていきます。健康診査の結果、経過観察健康診査や関係機関への紹介なども行っていきます。また、1歳7か月児健康診査での保育士の子育てに関する助言などを充実していきます。	地域保健課
歯科健康診査	乳歯がはえそろう、う蝕の急増期である1歳7か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳6か月児に歯科健康診査を実施し（2歳児、2歳6か月児には希望者にフッ素塗布を実施）、う蝕などの歯科疾病を早期発見するとともに、予防に努めます。	地域保健課
新生児聴覚検査	生後28日未満の新生児を対象に、新生児聴覚検査受検票により検査費用の一部を助成します。（1回のみ）	地域保健課
乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査や相談などで経過観察が必要とされた乳幼児と保護者に対して、小児科・整形外科医師、心理相談員による健診・相談を行います。疾病や障害の早期発見、養育の健全化や良好な親子関係が保てるように努めます。	地域保健課
妊産婦・乳幼児訪問指導	妊産婦・乳幼児の家庭を訪問し、家庭での状況を把握し、それに基づいて相談にのり、育児不安の解消や子育ての支援に努めます。	地域保健課
予防接種	子どもを感染症から予防するために、医療機関で予防接種を実施し、予防接種に関する情報を提供し、安心して接種できるように努めます。	地域保健課
スポットビジョンスクリーナー	3歳6か月児健康診査において、スポットビジョンスクリーナーを用いたスクリーニング検査を実施し、視機能の異常の早期発見につなげています。	地域保健課

## ③思春期保健対策の充実

取り組み項目	内容	関係課・機関
心身の健康に関する啓発・学習の推進	思春期の心と体の健康づくりを推進するため、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発を行うとともに、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図ります。	地域保健課
相談体制の充実	ストレスなど、様々な要因により、喫煙、飲酒などの行動に走りやすい子どもに寄り添い、問題解決に取り組むための相談体制の整備を図ります。	地域保健課

## 事業の方向（2） 子どもの医療対策の充実

子どもの病気や事故等は、急激な変化から命にかかわることも少なくないため、夜間や休日であっても適切な診療が受けられるよう体制を整備することが必要です。

関係機関と連携をとり、小児医療の充実に努めるとともに、疾病や障害の早期発見に取り組んでいきます。

### 【 具体的な取り組み 】

#### ①小児医療体制の充実

取り組み項目	内容	関係課・機関
小児急病体制の充実	小児休日診療を実施し、松原徳洲会病院、阪南中央病院、明治橋病院における救急医療や周産期医療、小児救急医療体制のもと、医師会と連携を図って実施します。	地域保健課

#### ②医療費助成の推進

取り組み項目	内容	関係課・機関
入院助産の支援	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、病院や助産所に入院して出産できない妊産婦に対し、その費用を助成します。	子ども未来室
子ども医療費の助成	子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ります。	医療支援課
ひとり親家庭医療費の助成事業	ひとり親家庭の18歳に達した日以後の最初の3月末日までの子どもの医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
障害者（児）医療費の助成	障害者（児）の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
障害児医療費の助成（育成医療）	身体上の障害を軽減するための治療を受ける児童（18歳未満）の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	障害福祉課
未熟児養育医療給付	未熟児に対して、入院治療費を一部助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課

### 事業の方向（3） 子どものための相談・支援体制の整備

子どもが相談しやすい体制をつくるとともに、関係機関と連携を図りながら、こころとからだの問題に取り組んでいくことが求められています。

小中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、子どもの居場所づくりを進め、子どもたちの抱える問題を受け止め、ともに解決に導く体制を充実させます。

また、啓発活動を実施することや相談体制の充実を図り、児童虐待の予防に対する取り組みを推進していきます。

#### 【 具体的な取り組み 】

##### ①相談・支援体制の推進

取り組み項目	内容	関係課・機関
家庭児童相談の充実	18歳未満の家庭における子どもに関する様々な問題について相談を行い、子どもと家庭の福祉の向上に努めます。ニーズに応じた利用しやすい窓口として、複雑・多様化した相談内容に対応できるように努めます。	子ども未来室
学校等における教育相談の充実	スクールカウンセラーや臨床心理士を各学校や松原市教育支援センターへ派遣し、児童生徒・保護者・教職員を対象とする教育相談を行います。	教育研修センター
若者自立支援事業	不登校・ニート・ひきこもり等の青年とその家族を対象に、臨床心理士等による青年の自立に関する悩み等の個別相談・支援や、同じ境遇にある仲間等との交流のために家庭以外の居場所の提供、また社会参加や就労にむけた様々な情報提供・体験を行います。	人権交流センター
心の教育の推進	スクールカウンセラーの配置等教育相談活動の充実をはじめ、 <b>スクールソーシャルワーカーを増員し</b> 、倫理観の育成をめざす心の教育の充実に努めるとともに、関係機関等との連携による児童虐待への対応等、心のネットワークづくりを進めます。不登校児童・生徒の自立や社会性の育成等をめざし、松原市教育支援センターの運営とともに、訪問指導員を活用した交流事業等を実施します。	教育研修センター

## ②児童虐待防止対策の推進

取り組み項目	内容	関係課・機関
虐待防止の啓発	児童虐待という子どもの成長、発達に多大の悪影響を及ぼす問題を未然防止するために、セミナー等を開催します。	子ども未来室／ 人権交流室
子育てサポーターの活用	子育てサポーターがボランティアとして参加することにより、子育てに関する不安や悩みについて、身近で気軽に支援を受けられる体制づくりを進めます。	子ども未来室
母子生活支援施設への入所	保護が必要な母子に希望があれば、施設で保護し、自立の促進を図ります。	子ども未来室
児童養護施設・乳児院などへの入所	保護を必要とする児童の生活と成長の場を保障することですべての子どもの健全育成をめざします。	子ども未来室
母子・父子自立支援員による相談事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、生活一般、就業、離婚問題等の相談を受け、自立に必要な情報提供と支援を行います。	子ども未来室
子育て支援グループ事業	個別の課題に即したグループワークを実施し、親子の絆の強化や育児不安の解消をめざします。	子ども未来室
セーフコミュニティ活動の推進	事故やけがなどは、予防できるという理念のもと、事故やけがなどのデータから地域に潜む危険性を明らかにし、行政、地域住民、関係団体等が協働で課題解決に向けた取り組みを推進することにより、誰もが安心して安全に暮らすことの出来るまちづくりを推進します。	市民協働課
養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感などを抱える養育支援が特に必要な家庭を、子育てサポーター、助産師が訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力の向上を図るため、育児に関する専門的相談支援や、家事・育児などの養育支援を行っています。	子ども未来室

## 基本課題3 子どもの生きる力の育成

### 事業の方向(1) 子どもの豊かな個性を育む教育の推進

人間形成の基盤づくりは幼児期に始まり、子どもたちのその後の成長に大きく影響を与えることから、就学前教育は大変重要となります。就学前の子どもが、幼稚園や保育所といった利用施設にかかわらず、十分な就学前教育を受け、健全で心豊かに成長できる環境づくりが必要です。

小学校就学時の環境の変化による不安を解消するため、幼稚園・保育所と小学校との連携・交流事業を実施します。

また、児童・生徒の学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした教育活動を展開していきます。

#### 【具体的な取り組み】

#### ① 就学前教育の充実

取り組み項目	内容	関係課・機関
幼稚園教育の推進	保育内容の充実に努め、魅力ある開かれた幼稚園教育を推進するとともに、幼稚園間の協働の取り組みや幼・保・小の連携に努めます。	教育推進課
保育内容の充実	子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに発展され、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる発達支援に努めます。	子ども未来室
異文化理解子ども絵本講座	外国人による絵本の読み聞かせ、歌、ゲームを通して、異文化に触れ、子どもの感性を育てます。	子ども未来室

#### ② 学校教育の充実

取り組み項目	内容	関係課・機関
心の教育の推進	スクールカウンセラーの配置等教育相談活動の充実をはじめ、 <b>スクールソーシャルワーカーを増員し、各中学校区に配置するなど</b> 倫理観の育成をめざす心の教育の充実に努めるとともに、関係機関等との連携による児童虐待への対応等、心のネットワークづくりを進めます。不登校児童・生徒の自立や社会性の育成等をめざし、松原市教育支援センターの運営とともに、訪問指導員を活用した交流事業等を実施します。	教育研修センター
特色と個性化教育の推進	「マイスクール推進研究事業」等を通して、魅力あふれる特色ある学校園づくりを推進します。中学校区の校種間連携を基盤とした一貫した教育を推進するとともに、豊かな自己実現を図る進路指導の充実を図ります。	教育推進課

取り組み項目	内容	関係課・機関
総合的な教育力の推進	地域の人材をゲストティーチャーに招く等豊かな人間性を育む開かれた学校づくりを推進します。職場体験学習をはじめとする <b>取り組みにより</b> キャリア教育を推進します。	教育推進課
人権教育の推進	教育活動全体を通じた人権教育の推進を図るとともに、児童生徒の実態等に応じたカリキュラムづくりと効果的な指導方法の研究・実践に努めます。	教育推進課
国際理解教育の推進	A L T（外国語指導助手）の配置により、中学校での外国語教育の充実と小学校での英会話体験の推進を図るとともに、外国人児童・生徒に対する学習等への支援を行います。	教育推進課
情報教育の推進	タブレットをはじめとするI C T機器を効果的に活用した授業づくりを進めるため、魅力あるコンテンツの開発等を推進します。情報機器やインターネット環境を活用し、情報モラル教育の充実や <b>小学校におけるプログラミング教育を進めるとともに</b> 、児童・生徒の情報活用能力を育成します。	教育研修センター
全国学力・学習状況調査の検証と学校への取り組み支援	全国学力・学習状況調査の結果から、児童生徒の学力と学習状況の関係等を分析・検証し、課題の改善に向けた取組への支援を行います。	教育推進課
<b>インターナショナルセーフスクールの推進</b>	<b>セーフスクールの認証を目指し、体と心の怪我及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって安全で健やかな学校づくりを進めるセーフスクールの活動を地域、保護者との協働で推進します。</b>	<b>教育推進課</b>

## 事業の方向（2） 放課後子どもプランの推進

放課後の時間にすべての児童が安全で健やかに活動できるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な整備を推進します。

### 【 具体的な取り組み 】

#### ①放課後等における居場所の充実

取り組み項目	内容	関係課・機関
<b>放課後児童クラブ</b>	保護者等が就労や疾病等により、放課後留守家庭になる小学校1年生～6年生の児童を対象に、遊びを通して安全保護及び生活指導を図り、子どもの発達に合わせた活動内容の充実に努めます。	子ども未来室
放課後等における学ぶ機会の充実	子どもたちの学習習慣の確立に向けて、放課後や <b>夏休みなど長期休業期間等</b> を活用した学習を実施します。	教育推進課
子ども居場所事業	放課後や長期休業中に子どもたちが安全で安心して活動できる場を提供します。（集団遊びや工作など）	人権交流センター



取り組み項目	内容	関係課・機関
土曜子ども体験活動推進事業	土曜日に小学校の運動場や余裕教室等を活用して安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方の参画を得て、スポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。	地域教育課

### 事業の方向（3） 次代の親の育成

生命を尊び、相手を思いやる心は、さまざまな遊びや経験を通して育まれていくものです。豊かな体験活動の機会を提供し、子どもたちが社会の一員としての自覚や社会性を育むとともに自己実現を図ることができるよう大人が見守り、支援することが求められています。

次代の親となっていく子どもたちが、人権意識や生活態度を身につけ、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの大切さなどについての理解が深まるよう、学習の機会を提供していきます。

#### 【 具体的な取り組み 】

#### ①乳幼児のふれあいや学びの場の充実

取り組み項目	内容	関係課・機関
「保育体験」等の充実	中学生が、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、幼稚園や保育所等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げる取り組みを推進します。	教育推進課
各種講座やセミナーの開催	家庭や子育てについて理解を深める講座やセミナー等に、次代の親となる若い世代が積極的に参加できるよう、広報を充実するとともに、開催時間、場所等、子育て中の人や働いている人などが参加しやすい体制をつくります。	子ども未来室／ 人権交流室
一時保育	保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	子ども未来室
幼稚園一時預かり事業	幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園での教育時間終了後、施設内で預かり保育をします。 新制度のもと、料金体系、利用時間等を整理し、保護者のニーズに対応できるように充実していきます。	子ども未来室
地域子育て支援拠点事業	常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保していきます。	子ども未来室

取り組み項目	内容	関係課・機関
園庭開放	幼稚園や保育所に通っていない就学前の子どもたちとその保護者を対象に、子ども同士・親同士の交流や遊びを通して子育ての支援を行うため、幼稚園・保育所の園庭を開放します。育児のノウハウをもつ幼稚園・保育所機能を活用し、気軽に誰でも利用できるよう子育て支援事業をさらに充実していきます。	子ども未来室
遊び場・交流の場 (プレイパーク)	就学前から小学生の子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶ場を提供し、保護者ととともに楽しく時間を過ごすとともに、保護者の子育て交流を進めます。	人権交流室
ファミリー体験交流活動	親子で楽しめる体験教室や自然野外体験により親子・親同士・子ども同士の交流促進を図ります。	人権交流センター
居場所づくり(子育て中)	幼児期から思春期の子どもを持つ親を対象にした子育て、自分育ての口座を実施します。	いきがい学習課
異文化理解子ども 絵本講座	外国人による絵本の読み聞かせ、歌、ゲームを通して、異文化に触れ、子どもの感性を育てます。	子ども未来室
マタニティスクール	妊婦や配偶者を対象に妊娠・出産・育児についての知識の習得や、妊婦同士の交流の場として教室を開催します。実習を取り入れたり、子育て支援センターの見学や先輩ママとの交流会を実施していきます。	地域保健課 子ども未来室
ベビープログラム (BP)	初めて赤ちゃんを育てる母親を効果的に支援・サポートする参加型プログラム。毎日、同じような体験している母親たちが集まり、育児のことや自分自身のことについて話し合うことで、育児の悩み苦勞に共感し、育児についての困ったことを気兼ねなく聞き合い教え合う関係を築き、0歳児の育児に必要な少し先を見越した基礎知識を学び、自然に互いを理解し合えつながれるプログラムです。	子ども未来室

#### 事業の方向(4) 特に支援を必要とする児童等への対策

ひとり親家庭の親子が安心して、また自立して生活できるように就労支援など様々な支援を実施するとともに、経済的な面などによる生活困窮世帯の子どもの支援などの支援体制の充実を図ります。

また、障害児が豊かな地域生活を送ることができるよう、障害のある児童・生徒の個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させ、保育施設や学校での生活を支援するため、保健医療、福祉、教育などが連携した施策の推進を図ります。

また、発達に障害のある子どもや発達に課題をもつ子どもに対し、早期相談・早期支援が可能となるよう、関係機関と連携しながら、発達支援を行います。

日本語を母語としない外国人に対しては、情報の翻訳や通訳ボランティアの派遣を通して支援体制の充実を図ります。

## 【 具体的な取り組み 】

## ①ひとり親家庭対策の推進

取り組み項目	内容	関係課・機関
ひとり親家庭への生活・就労支援	ひとり親が抱える悩みの解決に向けて、現在の相談事業を充実させるとともに、経済的な自立の支援、多様なニーズに対応した育児サービスによる子育て支援の充実に努めます。	子ども未来室
母子・父子自立支援員による相談事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、生活一般、就業、離婚問題等の相談を受け、自立に必要な情報提供と支援を行います。	子ども未来室
母子・父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母又は父子家庭の父、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、また扶養している子の福祉の増進を行います。	子ども未来室
母子・父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業をより効果的に促進するため、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費等事業を行います。	子ども未来室
母子・父子自立支援プログラム策定事業	就労支援策の1つとして自立の促進のために個々の状況、ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき、きめ細やかで積極的な自立、就労支援を実施します。	子ども未来室
母子・父子センター事業	母子及び父子並びに寡婦家庭に対し、生活の安定と児童の福祉を図る目的で、母子家庭等の相談及び各種教室を実施します。	子ども未来室
児童福祉給付金事業	小学校に入学する児童で、両親のいない者、又は、両親の一方がいない者に対し、給付金を支給することにより、児童の健全な育成を図ります。	子ども未来室
ひとり親家庭医療費の助成事業	ひとり親家庭の18歳に達した日以後の最初の3月末日までの子どもの医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
ファミリー・サポート・センター事業の充実	仕事と家庭の両立を支援する事業として、地域との連携を図り、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動をさらに充実します。	子ども未来室
母子生活支援施設への入所	保護が必要な母子に希望があれば、施設で保護し、自立の促進を図ります。	子ども未来室

## ②障害児に対する支援の充実

取り組み項目	内容	関係課・機関
障害児保育	障害のある子どもとない子どもが一緒に生活する中で、ともに成長しあえるよう保育内容を充実させるとともに、関係機関と連携しながら、受け入れ体制の整備を図ります。	子ども未来室

取り組み項目	内容	関係課・機関
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	子ども未来室／ 障害福祉課
医療型児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、身体状況により、治療も行います。	子ども未来室／ 障害福祉課
放課後等デイサービス	就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。	子ども未来室／ 障害福祉課
保育所等訪問支援	保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団活動に適應できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し支援を行います。	子ども未来室／ 障害福祉課
障害児相談支援	障害児の通所サービスの利用について、障害児や家族などからの相談に応じ、必要な情報提供・助言などを行い、自立した日常生活・社会生活が送れるよう支援を行います。	障害福祉課
就学支援委員会	障害のある児童生徒について、適切な教育が行われるよう、医師等専門家の助言を得ながら、就学相談を行います。	教職員課
支援学級合同校外学習	市内小・中学校に在籍する児童・生徒及び支援教育担当教職員の交流を通して、本市支援教育の充実・発展をめざします。	教職員課
障害児支援ネットワークづくり	地域自立支援協議会と要保護児童対策地域協議会を中心に、障害児に対して地域での見守りを実施しつつ、障害児に関わる関係機関の連携と支援体制をより一層強化し障害児支援ネットワークづくりを進めるとともに、随時個別支援会議を行います。	障害福祉課
自閉症・発達障害児とその家庭への支援	乳幼児健康診査・相談等を行うにあたって、自閉症・発達障害児の早期発見に十分留意し、自閉症・発達障害が疑われる場合は、関係機関と連携しながら医療の情報提供や療育、相談等総合的な支援をします。	地域保健課／ 子ども未来室
障害者（児）医療費の助成	障害児の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
障害児医療費の助成（育成医療）	身体上の障害を軽減するための治療を受ける児童（18歳未満）の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	障害福祉課
特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童を監護している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している方に対し、福祉の増進を図ることを目的として、支給します。	子ども未来室
障害児福祉手当	20歳未満であって、重度の障害のため日常生活において常時の介護が必要な障害児に対し、福祉の増進を図ることを目的として、支給します。	障害福祉課

取り組み項目	内容	関係課・機関
バリアフリー基本構想	「松原市新バリアフリー基本構想」に基づき、鉄道駅を中心とした重点整備地区において鉄道駅、道路、公園等のバリアフリー化に向けて取り組んでいきます。	まちづくり推進課
子育て支援グループ事業	個別の課題に即したグループワークを実施し、親子の絆の強化や育児不安の解消をめざします。	子ども未来室

### ③市内在住外国人等への子育て支援

取り組み項目	内容	関係課・機関
子育てに関する情報提供	日本語を母語としない外国人住民に対して、子育てに関する情報を多言語に翻訳し提供します。	市民協働課
教育施設への通訳派遣	日本語を母語としない外国人住民に対して、懇談等において通訳ボランティアを派遣し、子どもの様子や必要な子育ての情報提供を行い、保護者と支援者との相互理解を深め、子育て支援の充実を図ります。	教育推進課／ 市民協働課

## 基本課題4 地域の子育て環境や安心できる生活環境の整備

### 事業の方向(1) 地域の子育て支援体制の充実

核家族化、共働き家庭の増加などの家庭環境の変化により、身近に相談できる人がいないなど、子育てに対する不安や負担を感じる親が増えてきています。地域の実情に合わせ、子育て家庭が社会において孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、児童館、幼稚園、保育所等がそれぞれの機能を発揮するとともに、連携を強化し、身近な地域における子育て支援を推進することが重要です。

子育て支援センターを中心に、地域ぐるみの子育てを推進するため、地域で活動する子育て支援団体等の情報を把握し、支援を必要とする家庭へとつなげる体制を構築します。また、特色のある地域の団体やボランティアの活動を支援し、協働による事業推進に取り組みます。

#### 【具体的な取り組み】

#### ① 地域の子育て支援の充実

取り組み項目	内容	関係課・機関
地域子育て支援拠点事業	常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保していきます。	子ども未来室
ファミリー・サポート・センター	仕事と家庭の両立を支援する事業として、地域との連携を図り、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動をさらに充実します。	子ども未来室
子育て支援協力員	各小学校区に1名ずつ「子育て支援協力員」を配置し、子育てについての情報を広く伝えるとともに、子育てに関する様々な悩みや不安に対して適切に対応できる相談体制の充実及び子どもを安心して生み育てられる環境の整備と児童の健全育成に引き続き努めます。	子ども未来室
すくすくポイント	幼稚園、保育所等の保育サービスを利用することなく児童を養育している保護者及び児童に対し、子育て支援センターやひろばなどの利用にポイントを付与することにより、子育て支援センターやひろばなどへの興味を喚起し、積極的に参加してもらい、子育てに対する不安などを解消してもらう。	子ども未来室
赤ちゃんの駅	おむつ替え若しくは授乳、又はその両方ができる施設を松原市赤ちゃんの駅として登録し、子育て中の親子が安心して外出できる環境作りをします。	子ども未来室

## ②地域活動・グループ活動の促進

取り組み項目	内容	関係課・機関
自主活動サークルの支援	地域で子どもを育てるという視点から地域における自主活動としての子育てサークルの活動を支援、人権交流センター等の交流の場を提供します。	子ども未来室／いきがい学習課
保育ボランティアの育成・活用	子育て中の親の学習活動やイベントへの参加等を支援するため、保育ボランティアを育成し、保育サービスの提供を図ります。	人権交流室／いきがい学習課

## 事業の方向（2） 地域の教育力の向上

子育てを支援するのは幼稚園・保育所・児童館等の職員や子育て経験者だけではなく、祖父母世代や学生など地域のすべての人についても、各々が持つ経験や能力により、さまざまなアプローチから支援の担い手となりえることが考えられます。それぞれの担い手の役割には違いがあるものの、子育て家庭の多様なニーズに的確にこたえていくには、担い手一人ひとりの対応力の向上が重要になります。

子育て支援を進める上で、さまざまな地域の資源を活用しながら、担い手に適した内容での継続的・効果的な人材育成を推進し、地域全体の子育て力・教育力の向上を図ります。

## 【 具体的な取り組み 】

## ①体験・交流活動の充実

取り組み項目	内容	関係課・機関
いきいき事業	各中学校区に児童・生徒の健全育成を目的とした地域教育協議会を設置し、教育コミュニティの形成をめざします。	地域教育課
子ども育成	「水曜ふれあい広場・土曜わくわくクラブ・夏休み講座」など、自ら学ぶ意欲や継続・上達する楽しさを学び、主体的に活動できる場を提供します。	人権交流センター
国際交流	講演会や各種イベントを通して多くの文化に触れる機会を提供します。	市民協働課
総合的な教育力の推進	地域の人材をゲストティーチャーに招く等豊かな人間性を育む開かれた学校づくりを推進します。児童生徒の望ましい勤労観・職業観の育成をめざし、職場体験学習をはじめとするキャリア教育を推進します。	教育推進課

## ②子どもをとりまく有害環境への対策

取り組み項目	内容	関係課・機関
有害環境対策の推進	情報化社会の進展に伴い、青少年を取り巻く環境が大きく変容している中、青少年が健全に成長できる環境づくりを進めるため、大阪府青少年健全育成条例の普及啓発と併せて、関係事業者の営業状況をきめ細かく調査し、有害環境の浄化を図ります。	地域教育課

## 事業の方向（3） 安心・安全な生活環境の整備

地域において安心・安全で快適な生活を営むことはすべての市民の願いです。セーフコミュニティ活動の推進の中で、けがや事故などを未然に防ぐ地域づくりに努め、個人や家庭で日頃から、防災や防犯に対する意識を高めることで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

災害や犯罪から生命と財産を守るため、災害対策や防犯体制を整備し、行政、地域、警察等が連携してパトロール活動や防犯講習会を行い、災害対策のための基礎知識を身につけるための講演などを通して、安心・安全なまちづくりを構築していくため、地域と協力していきます。

また、幼稚園、保育所、学校では交通安全活動を充実させ、自ら身を守る意識を育てます。

## 【 具体的な取り組み 】

## ①良好な居住環境の確保

取り組み項目	内容	関係課・機関
市営住宅への入居	市営住宅の募集に際し、子育て家庭に配慮した優先入居等、引き続き実施していきます。	建築住宅課

## ②子どもにやさしいまちづくりの推進

取り組み項目	内容	関係課・機関
バリアフリー基本構想	「松原市新バリアフリー基本構想」に基づき、鉄道駅を中心とした重点整備地区において鉄道駅、道路、公園等のバリアフリー化に向けて取り組んでいきます。	まちづくり推進課
幼稚園及び小中学校の施設バリアフリー対策	障害のある幼稚園児・小中学校児童に配慮した身障者トイレ・階段手すり・スロープの設置など、バリアフリー化に努めます。	子ども未来室/ 教育総務課



## ③子どもの安全の確保

取り組み項目	内容	関係課・機関
幼稚園・保育所及び小学校の安全管理	幼稚園・保育所及び小学校安全対策として、幼稚園・保育所のモニター付インターホン及び小学校の校門に管理員を配置した中で不審者の侵入を防止します。	子ども未来室／ 教育総務課
「子ども110番の家」の推進	地域ぐるみで子どもを守るため、地域住民の協力を得て、通学路の民家などを緊急時に助けを求めて駆け込める場所として「こども110番の家」を設置し、子どもの安全確保に努めます。	地域教育課
セーフコミュニティ活動の推進	事故やけがなどは、予防できるという理念のもと、事故やけがなどのデータから地域に潜む危険性を明らかにし、行政、地域住民、関係団体等が協働で課題解決に向けた取り組みを推進することにより、誰もが安心して安全に暮らすことの出来るまちづくりを推進します。	市民協働課
安全教育の推進 (防災)	幼児児童生徒の安全確保に向けて、各学校園の危機管理マニュアルに則り、緊急災害時等を想定した避難訓練を実施します。	危機管理課
安全教育の推進 (防犯)	警察署との連携により、幼児児童生徒の安全確保に向けて、不審者進入等、学校園内外の安全の啓発を実施します。	市民協働課
交通安全活動の推進	警察署との連携により、幼稚園、保育所、小学校において、児童及び保護者に自転車の安全な乗り方や正しい道路の横断方法についての交通安全教室を開催し、交通事故防止を図ります。	市民協働課
幼児2人同乗用自転車購入費の助成	子育て中の経済的な負担を軽減することにより、安全性に配慮した自転車利用の促進を図るため、幼児2人同乗用自転車購入費の一部を助成します。	市民協働課
国際セーフスクールの推進	セーフスクールの認証を目指し、体と心の怪我及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって安全で健やかな学校づくりを進めるセーフスクールの活動を地域、保護者との協働で推進します。	教育推進課

# 第5章 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

## 第1節 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、教育・保育提供区域を設定します。

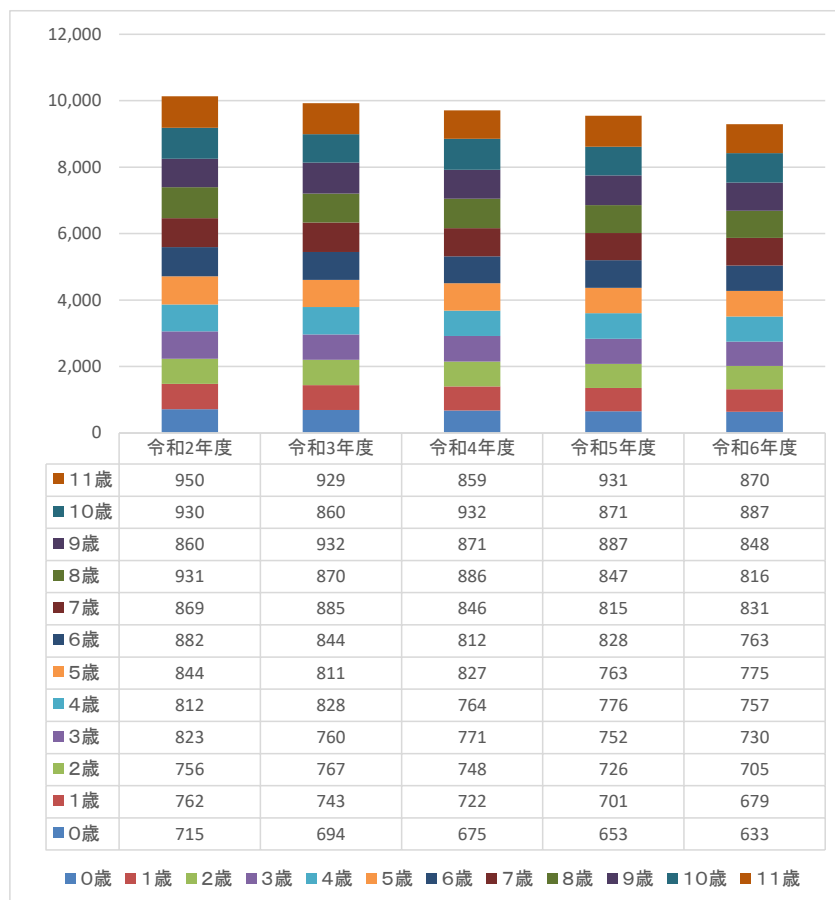
「提供区域」とは、教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、松原市内の地域特性(人口や施設の分布、保護者や児童の生活圏など)に応じて過不足無く提供できるよう、一定の区域を設定するもので、需要と供給のバランスがとれているかを判断する単位となるものです

本市では、市全域を1圏域として教育・保育提供区域を設定し、需要分析を行い、妥当性をみていくものとします。

## 第2節 児童人口の推計

計画期間（令和2年度～令和6年度）各年度における年齢別推計児童数を下記に示します。

(単位：人)



資料：住民基本台帳を元に推計

### 第3節 幼児期の教育・保育給付事業・サービス量の見込み及び提供体制

子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分を設定しています。

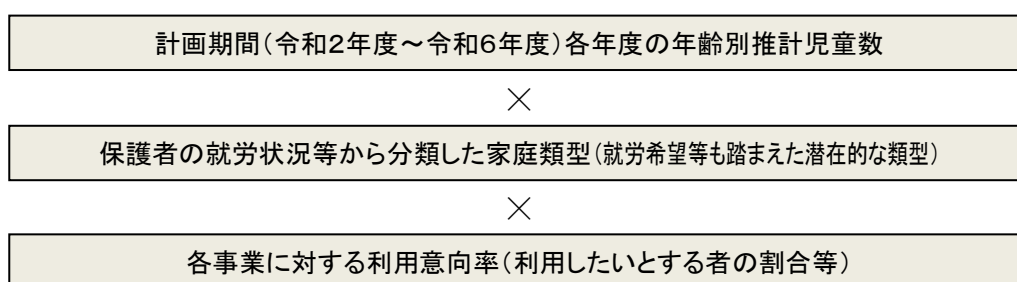
教育・保育の量の見込みは、これらの認定区分別、年齢別に推計を行いました。

図表 認定区分

区分	年齢	概要	施設の利用
1号認定	3歳～5歳	子どもが満3歳以上で、幼稚園等での「教育」を希望する場合	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定		子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園
3号認定	0歳～2歳	子どもが3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育等(地域型保育事業)

「子ども・子育て支援のニーズに関するアンケート調査」の結果から、全国共通で教育・保育等のニーズ(量の見込み)を算出するため、国が作成した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に従い、アンケート調査で把握した保護者の就労状況等から「家庭類型」の分類を行った上で、各事業について利用したいとする者の割合等を算出し、これを将来児童数に乗じて、計画期間各年度の量の見込みとしました。

図表 量の見込みの算出手順



幼児期の学校教育・保育に係る確保の内容は、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定します。

計画期間(令和2年度～令和6年度)各年度における量の見込みと確保の内容を次に示します。

**(1) 認定こども園及び幼稚園****【事業概要】**

「幼稚園教育要領」、「認定こども園教育・保育要領」等に基づき、幼児期の学校教育を行います。(満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児)

**【今後の方向性】**

既存の提供量でニーズ量を確保できる見込みです。

**【ニーズ量算定の考え方】**

ニーズ調査及び実績を参考に人口推移を加味し、令和2年度以降を算出しています。

(単位：人)

【松原市全域】	平成30年度 (現状)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3～5歳人口	2,590	2,479	2,399	2,362	2,291	2,262
ニーズ量(1号認定 +2号認定) ①	1,137	1,145	1,108	1,091	1,058	1,045
提供量 ②	1,089	1,095	1,058	1,041	1,008	995
市外調整 ③	48	50	50	50	50	50
過不足②+③-①	0	0	0	0	0	0

## (2) 認定こども園及び保育所

### 【事業概要】

「保育所保育指針」、「認定こども園教育・保育要領」等に基づき、日々保護者のもとから通わせて、「保育を必要とする」乳児又は幼児（生後3か月から小学校就学前）を保育します。

### 【今後の方向性】

年度途中においても待機児童が生じることなく、また定員内保育を達成出来るよう認可保育所及び認定こども園の整備を進めていきます。

### 【ニーズ量算定の考え方】

ニーズ調査及び実績を参考に人口推移を加味し、令和2年度以降を算出しています。

<3～5歳>

(単位：人)

【松原市全域】		平成30年度 (現状)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3～5歳人口		2,590	2,479	2,399	2,362	2,291	2,262
ニーズ量 (2号認定)①		1,277	1,274	1,245	1,238	1,212	1,208
提供量 ②	特定教育・ 保育施設	1,252	1,252	1,245	1,238	1,212	1,208
	地域型保育	0	0	0	0	0	0
※過不足 ②-①		0(△25)	0(△22)	0	0	0	0

※不足分については、弾力化により対応します。

<1・2歳>

(単位：人)

【松原市全域】		平成30年度 (現状)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1・2歳人口		1,604	1,518	1,510	1,470	1,427	1,384
ニーズ量 (3号認定)①		790	788	791	778	762	746
提供量 ②	特定教育・ 保育施設	700	700	721	728	728	746
	地域型保育	90	0	0	0	0	0
※過不足 ②-①		0(△90)	0(△88)	0(△70)	0(△50)	0(△34)	0

※不足分については、弾力化により対応します。

<0歳>

(単位：人)

【松原市全域】		平成30年度 (現状)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口		723	715	694	675	653	633
ニーズ量 (3号認定)①		267	263	255	248	240	233
提供量 ②	特定教育・ 保育施設	198	198	199	211	211	233
	地域型保育	0	0	0	0	0	0
※過不足 ②-①		0(△69)	0(△65)	0(△56)	0(△37)	0(△29)	0

※不足分については、弾力化により対応します。

## 第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供の方策

子ども・子育て支援法第59条では、市町村は自ら策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、同法第1～13号に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」を行うこととされています。

国が作成した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」を踏まえ、下表の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を算出しました。

図表に示した地域子ども・子育て支援事業について、「手引き」に基づき算出した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。

幼児期の学校教育・保育の事業と同様に、確保の状況が量の見込みよりも不足する場合は、整備の内容と実施時期を設定します。

### (1) 時間外保育事業

#### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

#### 【今後の方向性】

時間外保育事業対応時間に保育士の配置をすることで、保育所の実利用定員分の提供が可能であるため、認定こども園や認可保育所での時間外保育を推進します。

#### 【ニーズ量算定の考え方】

2号、3号の保育希望者の見込みに時間外保育の利用率（認定こども園、保育所利用者の内、時間外保育を利用している割合）を乗じて算出しています。

(単位：人)

【松原市全域】	平成30年度 現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用人口	2,334	2,319	2,286	2,258	2,209	2,182
ニーズ量①	1,182	1,173	1,157	1,143	1,118	1,104
提供量②	1,182	1,173	1,157	1,143	1,118	1,104
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

## (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。本市では、「留守家庭児童会室」という名称で、平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施します。

### 【今後の方向性】

保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、様々な手法や運営主体による児童クラブの運営について検討を進めます。

また、幼児教育・保育の無償化により保育需要が増加するなか、保護者が安心して、且つ、全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校の余裕教室等を活用しながら、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が一体的に実施できるよう整備を進めていきます。

### 【ニーズ量算定の考え方】

保育需要の高まりを加味し、小学1年生の児童数に対する利用率及び利用児童の進級後の平均利用率により算出しています。

(単位：人)

【松原市全域】	平成30年度 現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学児童数	5,666	5,432	5,320	5,206	5,179	5,015
ニーズ量①	844	908	893	873	863	836
1年生	295	292	279	269	274	253
2年生	194	242	246	235	227	231
3年生	207	207	196	199	190	184
4年生	100	86	110	104	105	101
5年生	34	57	39	50	47	48
6年生	14	24	23	16	20	19
実施箇所数 (確保方策)	27か所	25か所	25か所	25か所	25か所	25か所
提供量②	844	908	893	873	863	836
過不足②-①	0	0	0	0	0	0



### (3) 子育て短期支援事業

#### 【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、施設で必要な保護を行う事業です。宿泊を伴う養育・保護が可能です。また、夜間のみへの対応も可能です。

#### 【今後の方向性】

一時的に養育困難な家庭の支援を行うため、引き続き、供給体制の確保を検討していきます。

#### 【ニーズ量算定の考え方】

利用実績の最大値を用いています。

(単位：人)

【松原市全域】	平成30年度 現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量①	7	41	41	41	41	41
実施箇所数 (確保方策)	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
提供量②	7	41	41	41	41	41
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

**(4) 地域子育て支援拠点事業****【事業概要】**

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての不安感、負担感を解消するため、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

**【今後の方向性】**

既存の施設等を活用しながら子育て支援の場の提供をすることによって、提供の場を確保していきます。

**【ニーズ量算定の考え方】**

児童数の減少が予測されますが、利用促進により現在の利用者数が推移すると見込んでいます。

(単位：人)

【松原市全域】	平成30年度 現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量①	36,887	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000
実施箇所数 (確保方策)	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
提供量②	36,887	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000
過不足②-①	0	0	0	0	0	0

**(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））****【事業概要】**

幼稚園の在園児を対象とした一時預かり保育を行う事業で、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

**【今後の方向性】**

幼稚園における預かり保育については、保育需要の受け皿なるよう、引き続き充実に努めます。

**【ニーズ量算定の考え方】**

幼稚園児童数に一時預かりの利用率（幼稚園児の内、一時預かりを利用している割合）を乗じて算出しています。

(単位：人)

【松原市全域】	平成30年度 現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園児童数	1,137	1,145	1,108	1,091	1,058	1,045
ニーズ量(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))	49,956	13,584	13,145	12,944	12,552	12,398
ニーズ量(2号認定による定期的な利用)		36,727	35,541	34,995	33,937	33,519
ニーズ量 計①	49,956	50,311	48,686	47,939	46,489	45,917
実施箇所数(確保方策)	10 か所	10 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
提供量 ②	49,956	50,311	48,686	47,939	46,489	45,917
過不足②-①	0	0	0	0	0	0

**(6) 一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)****【事業概要】**

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

また、その他、育児の援助を行う者と受ける者を会員として登録・紹介し、会員の相互遠所活動を支援するファミリー・サポート・センター及び夜間のみ預かるトワイライトステイも一時預かり事業として該当します。

**【今後の方向性】**

引き続き、認可保育所において、供給体制を確保し、併せて現在一時預かりを実施している認可外事業所を含めた保育所に引き続き受け入れをしていくように対応します。

**【ニーズ量算定の考え方】**

在宅等児童数に一時保育の利用率(在宅等児童数の内、一時預かりを利用している割合)を乗じて算出しています。

(単位:人)

【松原市全域】	平成30年度 現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在宅等児童数	1,446	1,248	1,209	1,157	1,104	1,052
ニーズ量① (一時預かり)	4,861	4,245	4,116	3,949	3,774	3,608
保育所の提供量	4,408	3,806	3,687	3,529	3,367	3,209
ファミリー・サポート・センター提供量	454	434	424	415	402	394
トワイライトステイ	0	5	5	5	5	5
提供量 合計②		4,245	4,116	3,949	3,774	3,608
過不足②-①		0	0	0	0	0

**(7) 病児病後児保育事業****【事業概要】**

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

**【今後の方向性】**

ニーズに対応できるよう、体調不良型については、保育所、認定こども園の全園で実施出来るよう整備していきます。また、医療機関と連携した病後児保育の実施も引き続き行います。

**【ニーズ量算定の考え方】**

利用実績を元に算出しています。

(単位：人)

【松原市全域】	平成30年度 現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量①	4,879	4,854	4,786	4,729	4,628	4,573
実施箇所数 (確保方策)	17	22	23	23	23	23
提供量(保育所及び 認定こども園)	4,786	4,754	4,686	4,629	4,528	4,473
提供量(医療機関)	93	100	100	100	100	100
提供量 合計②	4,786	4,854	4,786	4,729	4,628	4,573
過不足②-①	0	0	0	0	0	0

**(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児のみ）****【事業概要】**

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

**【今後の方向性】**

依頼会員と、援助会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実し、利用を促進していくとともに、継続して援助会員の講習会を実施し、援助会員を増やしていきます。

**【ニーズ量算定の考え方】**

利用実績を元に就学児童数の推移から算出しています。

(単位：人)

【松原市全域】	平成30年度 現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学児童数	5,666	5,422	5,320	5,206	5,179	5,015
ニーズ量①	473	453	444	434	432	418
提供量②	473	453	444	434	432	418
過不足②-①	0	0	0	0	0	0

**(9) 利用者支援事業****【事業概要】**

1人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

**【今後の方向性】**

子育て支援センターキラキラ及び子育て世代包括支援センターにて実施していきます。

**【二一ズ量算定の考え方】**

実施箇所数

(単位：か所)

【松原市全域】	平成30年度 現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数 (確保方策)	1	2	2	2	2	2

**(10) 乳児家庭全戸訪問事業****【事業概要】**

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

**【今後の方向性】**

全戸訪問については、全数訪問の実施を目指します。特に強い育児不安を持っていたり不適切な養育などの問題が発見できた場合には、必要な支援が継続されるよう、関係機関への連絡・調整を図っていきます。

**【ニーズ量算定の考え方】**

0歳人口の推移から訪問率を100%として算出しています。

(単位：人)

【松原市全域】	平成30年度 現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口	723	715	694	675	653	633
ニーズ量①	750	694	675	653	633	617
提供量②	750	694	675	653	633	617
過不足②-①	0	0	0	0	0	0



## (11) 養育支援訪問事業

### 【事業概要】

子育てに対する不安や孤立感などを抱える養育支援が特に必要な家庭を、子育てサポーター、助産師が訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力の向上を図るため、育児に関する専門的相談支援や、家事・育児などの養育支援を行う事業です。

### 【今後の方向性】

出産後まもない時期の養育者、疾病などの理由で一時的に家庭での養育が困難となった保護者、あるいは養育困難な家庭、ネグレクトのおそれのある家庭等を対象に、助産師、保健師、家庭児童相談員が家庭訪問し、育児に関する専門的相談支援にあたるるとともに、子育てサポーターの派遣により養育者の育児不安を軽減し、児童虐待の未然防止に繋げるなど引き続き支援を行います。また、子育てサポーターの養成にも努めます。

### 【ニーズ量算定の考え方】

利用実績を元に算出しています。

(単位：人)

【松原市全域】	平成30年度 現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量① (延べ訪問世帯数)	431	400	400	400	400	400
提供量②	431	400	400	400	400	400
過不足②-①	0	0	0	0	0	0
実施箇所数 (確保方策)	実施体制： 17人 実施者：子育てサポーター	実施体制： 20人 実施者：子育てサポーター	実施体制： 20人 実施者：子育てサポーター	実施体制： 20人 実施者：子育てサポーター	実施体制： 20人 実施者：子育てサポーター	実施体制： 20人 実施者：子育てサポーター

## (12) 妊婦健康診査

### 【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児に影響を与える疾病の早期発見や生活習慣の見直しや改善により、疾病予防と健康増進を図ることを目的として健康診査を行うための受診券を交付し、妊婦健康診査の費用を一部助成する事業です。

### 【今後の方向性】

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増加に伴い子どもやその親を取り巻く環境が急速に変化していて、子育てに不安を感じる親も増え育児支援の要望も増加しています。

このため、母子健康手帳の交付やマタニティスクール等、妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性意識を高め子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、妊娠11週以内の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。

### 【ニーズ量算定の考え方】

出生児童数より妊婦数を割り出し、全員に受診券を14枚配布したとして算出しています。

(単位：人)

【松原市全域】	平成30年度 現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口	725	715	694	675	653	633
妊婦数	757	715	695	673	652	636
ニーズ量① (受診回数)	9,053件	10,010件	9,730件	9,422件	9,128件	8,904件
提供量②	9,053件	10,010件	9,730件	9,422件	9,128件	8,904件
過不足②-①	0	0	0	0	0	0
実施体制 (確保方策)	実施場所：医療機関 検査項目：診察、血液検査等 実施時期：通年					

### (13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

#### 【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るための取り組みやネットワーク機関間の連携強化に関する取り組みを支援する事業です。

#### 【今後の方向性】

児童虐待に対しては、早期発見・早期対応を図るために、ネットワーク構成員の専門性の向上や連携強化、医療機関との連携強化を図る取り組みを、府や子ども家庭センターなどとも連携しながら取り組みを進めます。

また、子育て支援事業の充実や子育て等の講習会や研修会などの充実が児童虐待の未然防止につながることから、さらなる充実を図ります。

### (14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 【事業概要】

各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている日用品、文房具等の購入に要する費用、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園の利用者の食事の提供に要する費用について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

#### 【今後の方向性】

新制度に移行していない幼稚園利用者の低所得世帯について副食費の補足給付を継続します。

### (15) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

#### 【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

#### 【今後の方向性】

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の補助を継続します。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 第1節 推進体制の充実

#### (1) 庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、児童福祉の担当課だけでなく、母子保健の担当課、都市計画の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

#### (2) 関係機関や市民の方々との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所（子ども家庭センター）などの行政組織や、子育てに関係する関係機関・民間団体・NPO 及び市民の方々との協力が不可欠です。そのため、市民のみなさんに対して市ホームページ、広報誌、パンフレット等を活用し、積極的に情報を提供していくとともに、行政と各種団体、市民の方々との協力の強化を推進します。

#### (3) 国・府との連携

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・大阪府に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

### 第2節 計画の点検・評価に向けて

子どもと保護者を取り巻く環境は、社会潮流にともない変化していきます。

本事業計画は、実効性の高い事業計画としていくため、「松原市子ども・子育て会議」にて、各施策・事業の進捗状況を把握し、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直し、推進していきます。